

第3次西尾市男女共同参画プラン

<案>

2024 年（令和 6 年）1 月

西尾市

目次

第1章 プランの基本事項	1
1 プラン策定の趣旨	2
2 プラン策定の位置づけ	3
3 プラン策定体制	3
4 プランの期間	3
5 近年の男女共同参画の動向	4
第2章 西尾市の現状と課題	7
1 統計からみる西尾市の男女共同参画の状況	8
2 市民意識調査等からみる男女共同参画の状況	15
3 職員意識調査からみる男女共同参画の状況	21
4 企業・団体調査からみる男女共同参画の状況	23
5 第2次男女共同参画プランの進捗状況	27
第3章 プランの基本的な考え方	29
1 基本理念	30
2 基本目標	31
3 施策体系	32
4 重点的な取り組み	33
第4章 基本目標別の内容	35
基本目標1 政策・方針決定の場への女性の参画をすすめます	36
基本目標2 ジェンダー平等の意識づくりをすすめます	38
基本目標3 男女共同参画社会を支える環境整備をすすめます	40
基本目標4 男女がともに仕事と家庭生活を両立できる環境をつくれます	42
基本目標5 防災・災害対策における男女共同参画をすすめます	45
基本目標6 誰もが安心・安全に暮らせるまちをつくれます	47
第5章 推進体制	49
1 市役所における施策の推進体制の整備	50
2 市民と行政との連携体制の整備	51
資料編	53

第 1 章 プランの基本事項

1 プラン策定の趣旨

1999 年（平成 11 年）6 月に制定された「男女共同参画社会基本法」において、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会である「男女共同参画社会」の実現は、21 世紀の我が国の社会を決定する最重要課題と位置づけられています。

しかし、今もなお女性の多様な分野への参画や就労、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、あらゆるハラスメントなど、多くの課題が残されていることに加え、長引く新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、働き方をはじめ行動様式が大きく変化しました。また、社会的・経済的ストレスによるドメスティック・バイオレンス（DV）の増加への懸念など、男女共同参画の遅れが改めて顕在化しました。

2020 年（令和 2 年）12 月には「第 5 次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、今後はより一層、持続可能でかつ国際社会に調和した経済社会の実現に向けた男女共同参画に関する取組みの充実が求められます。

西尾市（以下、「本市」という。）では、2014 年（平成 26 年）に「第 2 次西尾市男女共同参画プラン」を策定しました。その後、社会経済情勢の変化等を踏まえ、2019 年（平成 31 年）に「第 2 次西尾市男女共同参画プラン（改訂版）」を策定し、男女共同参画に関する様々な施策に取り組んできました。

このたび「第 2 次西尾市男女共同参画プラン」の計画期間が 2023 年度（令和 5 年度）で終了するため、今後の本市における男女共同参画に関する取組みを総合的かつ計画的に推進する計画として「第 3 次西尾市男女共同参画プラン」（以下、「本プラン」という。）を策定します。

2 プラン策定の位置づけ

本プランは、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第3項に規定されている「市町村男女共同参画計画」として位置づけます。

また、本プランの基本目標1「政策・方針決定の場への女性の参画をすすめます」、基本目標4「男女がともに仕事と家庭生活を両立できる環境をつくります」を「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として、基本目標6「誰もが安心・安全に暮らせるまちをつくります」の「(2) 配偶者等に対する暴力の根絶と被害者を守るしくみづくり」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として、位置づけます。

3 プラン策定体制

本プランは、公募委員や有識者による「にしお男女共同参画市民会議」と、市職員による「西尾市役所男女共同参画推進委員会」「西尾市役所男女共同参画推進委員会ワーキングチームスタッフ会議」において審議を重ね策定しました。

策定の過程では、市民や企業、団体、若年者へのアンケート調査や面談調査などを通じ、西尾市における男女共同参画を取り巻く実態を把握するとともに、プラン案に対するパブリックコメントを実施するなど、広く市民の意見を取り入れ、その反映に努めました。

4 プランの期間

「第3次西尾市男女共同参画プラン」の期間は、2024年度（令和6年度）から2033年度（令和15年度）までの10年間とします。また、国内外の動向や社会経済情勢の変化に対応し、適切な施策の推進を図るため、中間年である2028年度（令和10年度）に中間見直しを行います。

■第3次西尾市男女共同参画プランの計画期間

（年度）

2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
第3次西尾市男女共同参画プラン									
			中間見直し		第3次西尾市男女共同参画プラン(改訂版)				

5 近年の男女共同参画の動向

(1) 国の動き

① 法律等の状況

2019年（平成31年）の計画の改定以降、国では男女共同参画社会の実現に向けた様々な法整備が進められています。

法律名	内容
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律 2019(令和元)年6月公布、2020(令和2)年6月から順次施行	女性の職業生活における活躍を一層推進するため、一般事業主行動計画策定義務の対象拡大、女性の活躍に関する情報公表項目の強化等について定める。 パワー・ハラスメント対策が事業主の義務となる労働施策総合推進法の改正と併せ、セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の強化を目的として、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法を改正する。
政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律 2021(令和3)年6月公布・施行	政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則に、国・地方公共団体の議会並びに関係行政機関等が適切な役割分担の下で積極的に取り組むことを明記するとともに、国・地方公共団体の施策・責務の強化を定める。
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律 2021(令和3)年6月に改正、2022(令和4)年4月から順次施行	出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするため、子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け等を定める。
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 2022(令和4)年5月公布、2024(令和6)年4月から施行	女性が日常生活または社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与しようとするもの。都道府県には計画策定を義務付け、市町村は計画策定を努力義務とする。
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律 2023(令和5)年5月公布、2024(令和6)年4月から施行	国が定める基本的な方針及び都道府県が定める基本的な計画の記載事項の拡充、関係者による情報交換及び支援内容の協議を行う協議会に関する規定の創設等の措置を講ずるとともに、接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者の範囲の拡大、保護命令の期間の伸長等の保護命令制度の拡充等の措置を定める。

② 男女共同参画基本計画の状況

国では、「男女共同参画社会基本法」第13条に規定されている、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画が策定されています。2020年（令和2年）12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」では、目指すべき社会として次のような事項が掲げられています。

男女共同参画基本計画の目指すべき社会

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

（２）愛知県の動き

愛知県では、1989年（平成元年）に「あいち女性プラン」、1997年（平成9年）に「あいち男女共同参画2000年プラン」が策定されました。2001年（平成13年）には、男女共同参画社会基本法に基づき、愛知県の男女共同参画に関する初めての法定計画として「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」が策定、翌2002年（平成14年）には「愛知県男女共同参画推進条例」が施行され、男女共同参画の取組みが着実に進められてきました。

2021年（令和3年）には、「あいち男女共同参画プラン2025」が策定され、「あらゆる分野における女性の活躍の促進」「男女共同参画社会に向けての意識改革」「安心して暮らせる社会づくり」の3つを重点目標とし、男女共同参画社会の実現を目指しています。

(3) 男女共同参画とSDGs

SDGsとは、2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年（令和12年）までの国際目標で、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

本市では、2023年（令和5年）に「にしおSDGsアクションプラン」を策定し、誰一人取り残さないまちづくりを進めています。

本プランにおいても、SDGsの理念を踏まえて、本市の男女共同参画施策を展開します。

■SDGs（持続可能な開発目標）の17の目標



第 2 章 西尾市の現状と課題

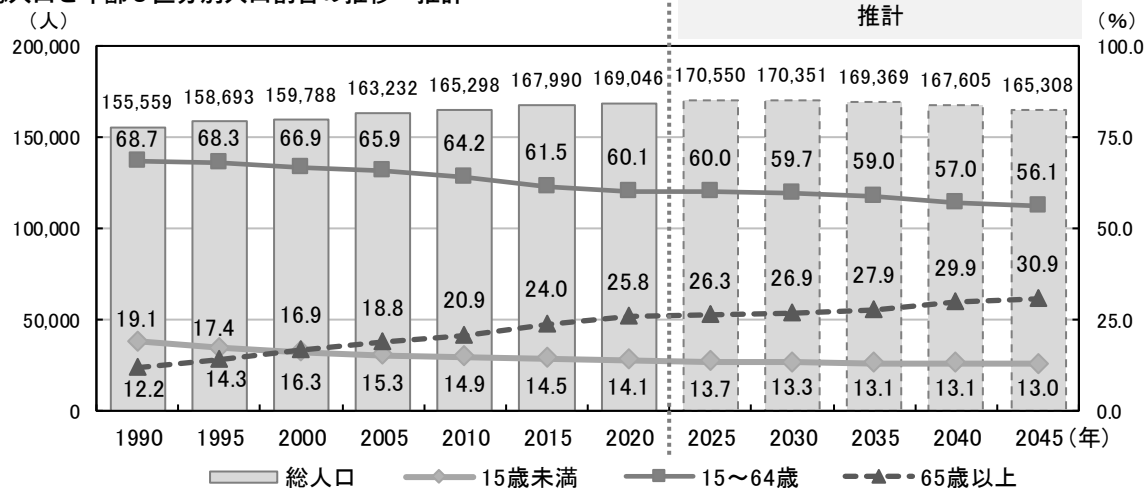
1 統計からみる西尾市の男女共同参画の状況

(1) 人口・世帯の状況

本市の総人口は、2020年（令和2年）に169,046人となっています。これまで一貫して増加していましたが、今後は2025年（令和7年）をピークに減少が見込まれます。年齢3区分別人口割合をみると、15歳未満人口（年少人口）割合は一貫して減少、15～64歳人口（生産年齢人口）割合も1990年（平成2年）をピークに減少しています。一方で、65歳以上人口（老年人口）割合は一貫して増加し、2020年（令和2年）の高齢化率は25.8%となっています。

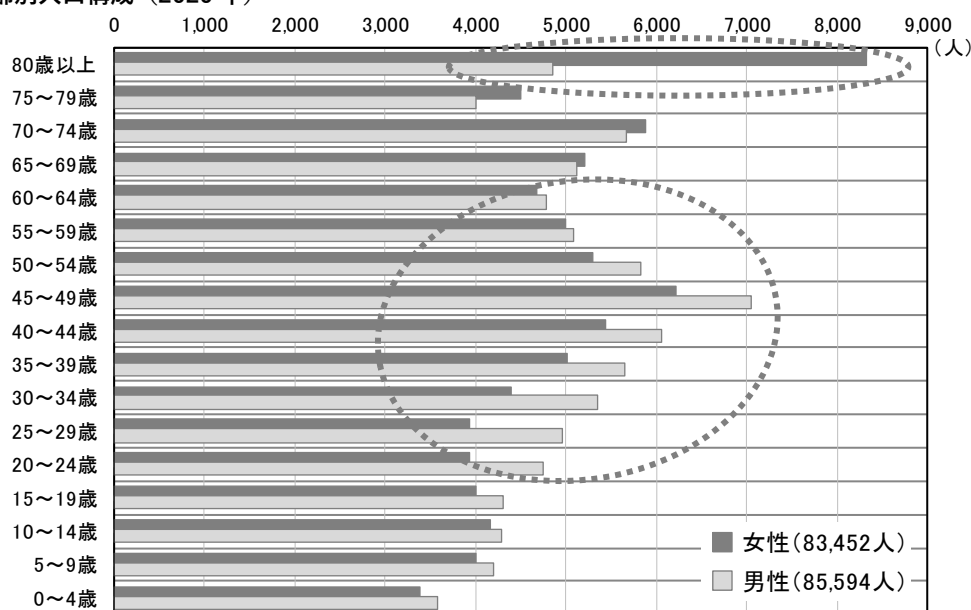
性別・年齢別人口構成をみると、本市に製造業の企業が多いこともあり、やや男性の人口が多く、特に20歳代～60歳代前半の男性が女性の人口を上回っています。一方で、65歳以上では女性が男性の人口を上回っており、特に80歳以上では男性の約2倍と多くなっています。

■総人口と年齢3区分別人口割合の推移・推計



資料：[2020年以前] 国勢調査／[2025年以降] 社会保障・人口問題研究所

■性別・年齢別人口構成（2020年）

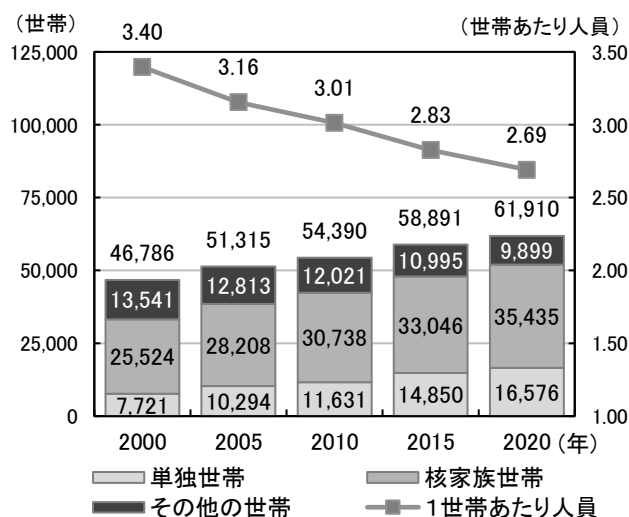


資料：令和2年国勢調査

世帯数は、2020 年（令和 2 年）で 61,910 世帯、世帯あたり人員は 2.69 人となっています。世帯数は一貫して増加、世帯あたり人員は一貫して減少しています。世帯構成の推移をみると、単独世帯、核家族世帯が増加しており、世帯が小規模化していることがうかがえます。

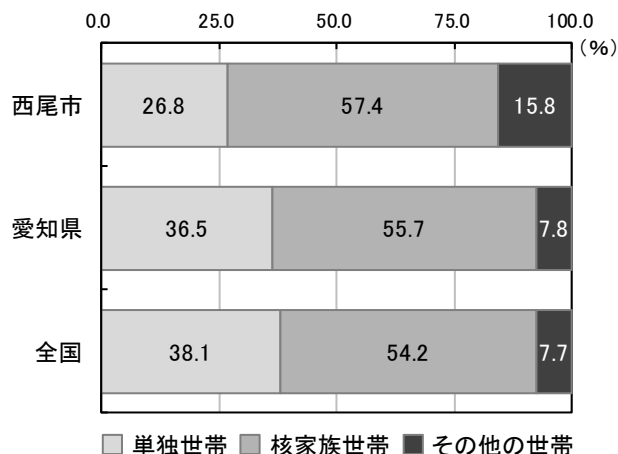
世帯構成割合を愛知県、全国と比較すると、本市は「その他の世帯」の割合が 15.8%と高く、多世代世帯が多いことがうかがえる一方で、「核家族世帯」の割合は 57.4%と、全国、愛知県と比べて高くなっています。

■世帯構成別世帯数・世帯あたり人員の推移



資料：国勢調査

■世帯構成割合の比較（2020 年）



資料：国勢調査

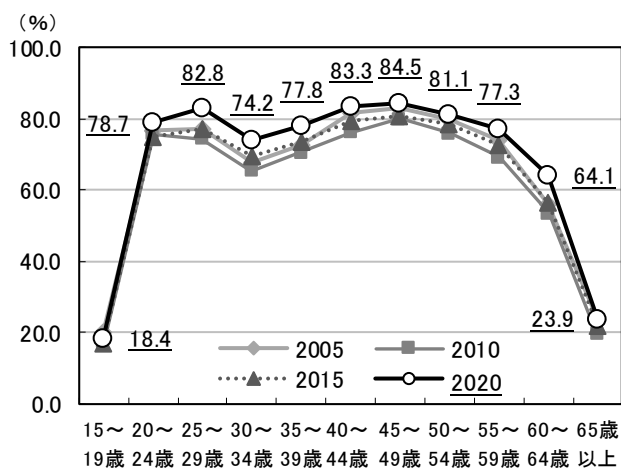
（２）労働の状況

女性の年齢階級別労働力率は、経年でみると 25 歳以上で増加傾向にあり全体的に底上げがされているものの、30～34 歳では前後の 25～29 歳、35～39 歳と比べて労働力率が低いため、いわゆる M 字カーブ※の谷は解消されていません。

愛知県、全国と比較すると、M 字カーブの谷である 30～34 歳では、全国よりも深くなっていますが、40 歳以上では愛知県、全国を上回っています。女性が結婚・出産・子育てを機に仕事を辞めることは以前より少なくなっていますが、全国と比べるとその割合は大きくなっています。

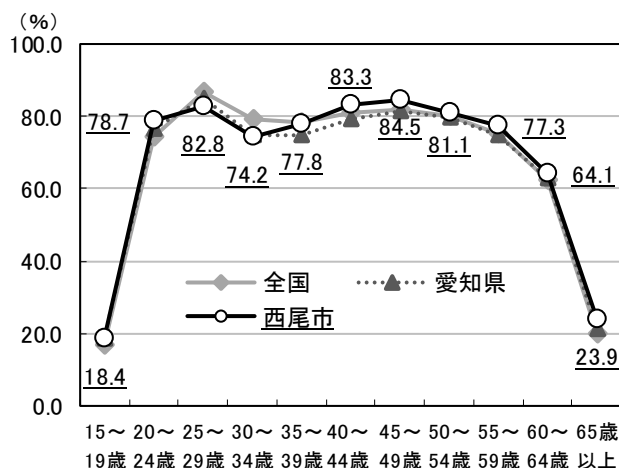
※M 字カーブ：女性の労働力人口比率が、20～30 歳代を中心に低下する傾向を示すこと。結婚や出産、子育てを機に女性が退職することによって、20～30 歳代の女性の労働力人口比率がくぼみ、M 字を描くことからこのようにいわれる。

■女性の年齢階級別労働力率の推移（西尾市）



資料：国勢調査

■女性の年齢階級別労働力率の比較（2020年）

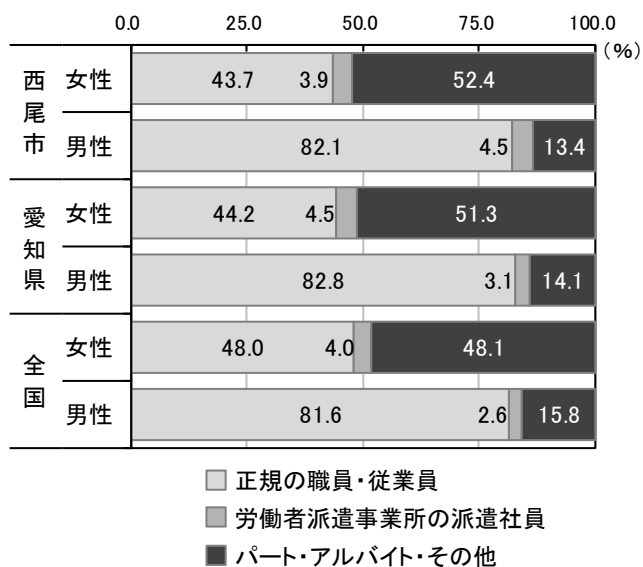


資料：令和2年国勢調査

男女別雇用者の雇用形態別割合は、いずれも女性については「正規の職員・従業員」が低く、男性の半数程度となっています。

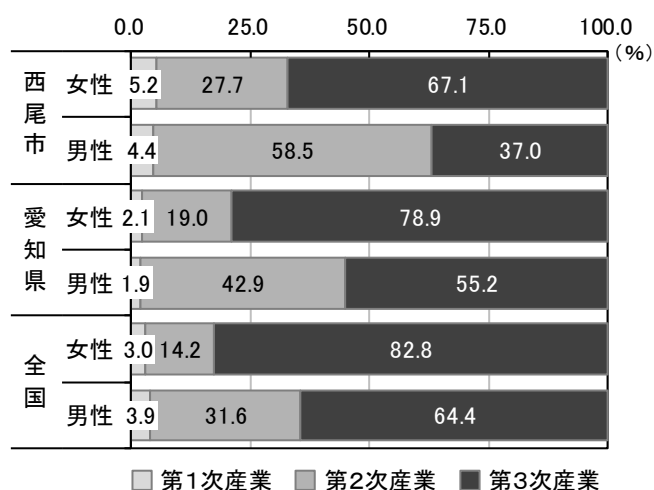
男女別産業分類別就業者割合は、西尾市において、男性は「第2次産業」、女性は「第3次産業」がそれぞれ高くなっています。本市には自動車関連企業等の製造業が市内や近隣市に多く存在することから、愛知県、全国と比較すると、男女ともに「第2次産業」が高くなっています。

■男女別雇用者の雇用形態別割合の比較（2020年）



資料：令和2年国勢調査

■男女別産業分類別就業者割合の比較（2020年）

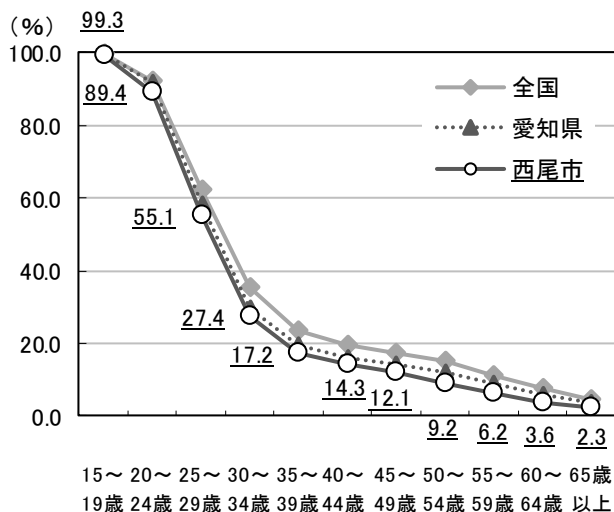


資料：令和2年国勢調査

(3) 結婚・出産・子育ての状況

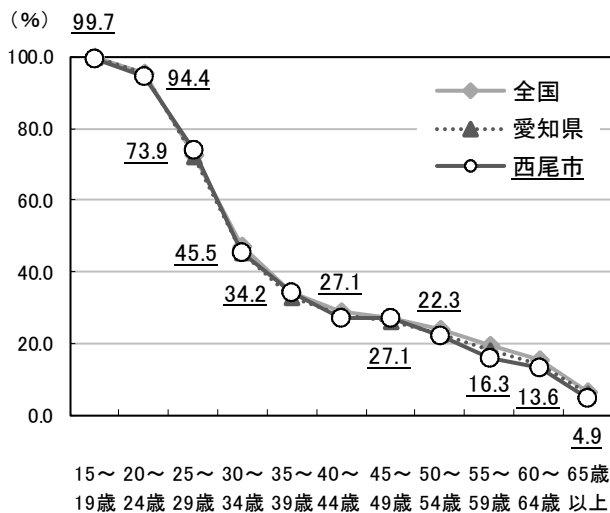
女性の年齢階級別未婚率は、愛知県、全国と比較すると、未婚率がやや低くなっています。男性では、40 歳代までは愛知県、全国とおおむね同様の数値となっていますが、50 歳以上では未婚率がやや低くなっています。男女を比較すると、男性の未婚率は女性よりも高くなっています。

■女性の年齢階級別未婚率の比較（2020 年）



資料：令和2年国勢調査

■男性の年齢階級別未婚率の比較（2020 年）

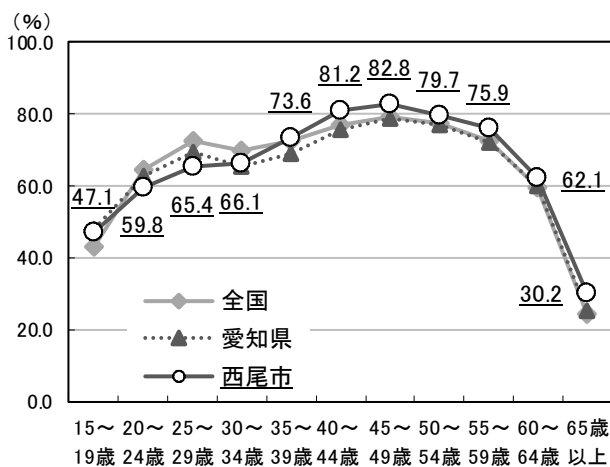


資料：令和2年国勢調査

女性の有配偶者の労働力率は、愛知県、全国と比較すると、20 歳代では愛知県、全国よりも低く、35 歳以上では上回っています。

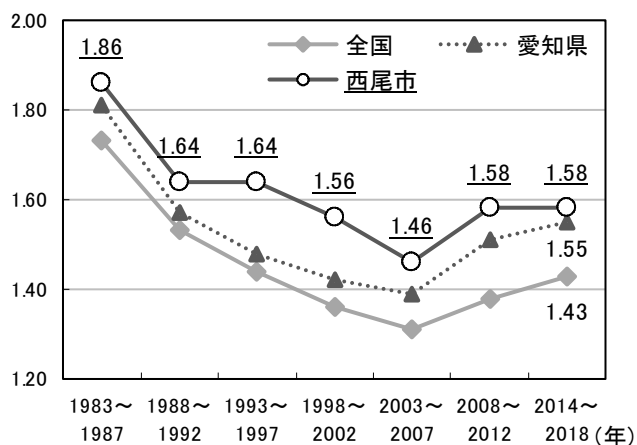
合計特殊出生率は、減少傾向にありましたが、2008 年（平成 20 年）～2012 年（平成 24 年）では増加しています。

■女性の有配偶者の労働力率の比較（2020 年）



資料：令和2年国勢調査

■合計特殊出生率の推移・比較

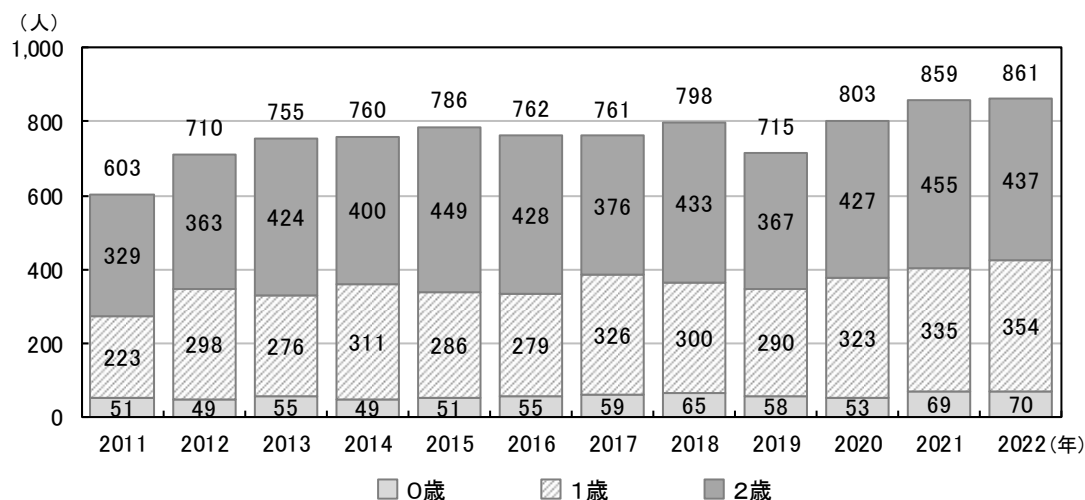


資料：人口動態保健所・市区町村別統計
(2003～2007 年までは旧幡豆郡の値を含まない)

保育園の児童数は、0～2歳、3～5歳ともに各年で数値が増減していますが、0～2歳では全体として増加傾向、3～5歳では全体として減少傾向となっています。3歳未満児の保育ニーズの高まりがみられます。

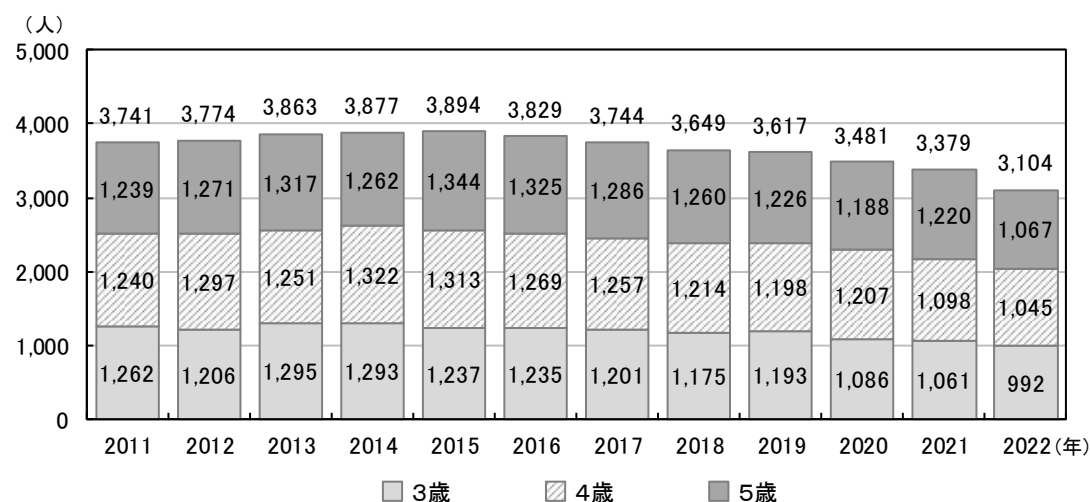
認定こども園の園児数は、0～2歳、3～5歳ともに増加傾向となっています。

■保育園の児童数の推移（0～2歳）



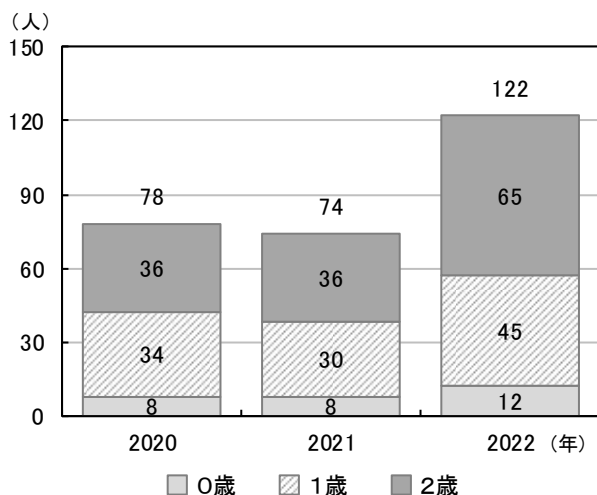
資料：西三河の統計（各年5月1日現在）

■保育園の児童数の推移（3～5歳）



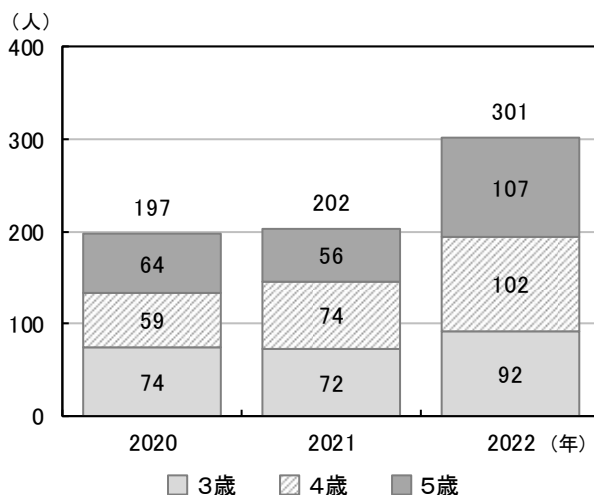
資料：西三河の統計（各年5月1日現在）

■認定こども園の児童数の推移（0～2歳）



資料：西三河の統計（各年5月1日現在）

■認定こども園の児童数の推移（3～5歳）

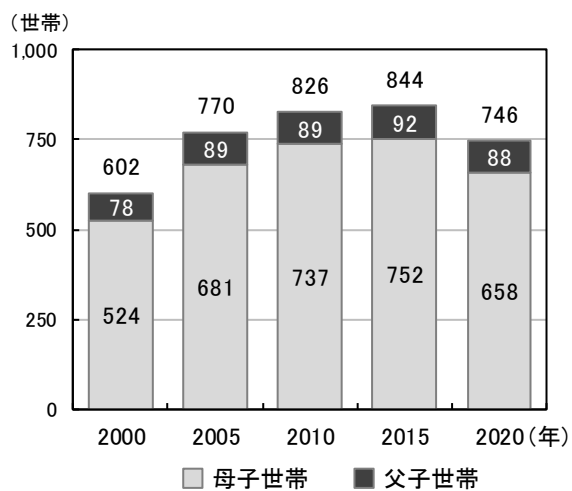


資料：西三河の統計（各年5月1日現在）

母子家庭・父子家庭は、いずれも一貫して増加傾向にありましたが、2020年（令和2年）には746世帯と減少しています。

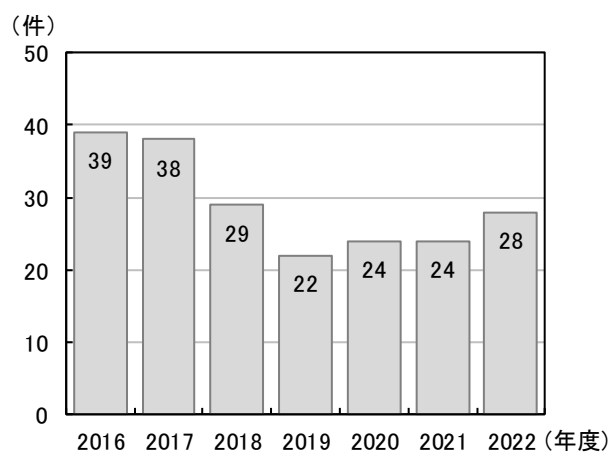
DV相談件数は、2016年度（平成28年度）以降減少傾向にありましたが、2020年（令和2年）より増加傾向にあります。

■母子家庭・父子家庭の推移



資料：国勢調査

■DV相談件数の推移（新規件数）



資料：家庭児童支援課

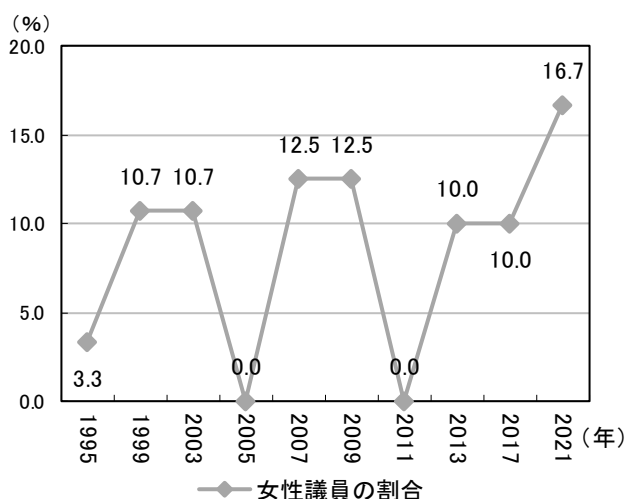
(4) 女性の参画の状況

議員定数に対する女性委員の割合は、各年ではばらつきがありますが、1割前後で推移しています。

各種委員会への女性委員の登用状況の割合は、「地方自治法に基づく委員会委員」が1割前後、「附属機関委員」が2割前後で推移しています。

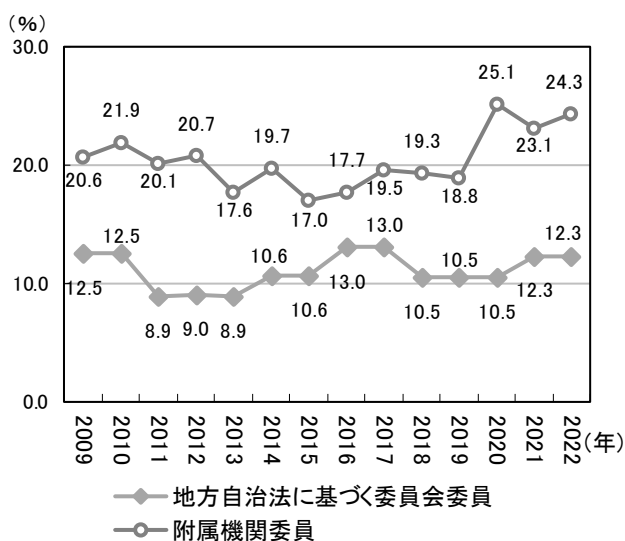
地域の女性委員の割合は、いずれも経年による大きな変化はほとんどみられません。「民生・児童委員」は女性が半数前後を占める一方、「町内会長」「衛生委員」はそれぞれ5%以下となっています。政策の決定等における女性参画については、十分に促進されていない現状となっています。

■議員定数に対する女性議員の割合の推移



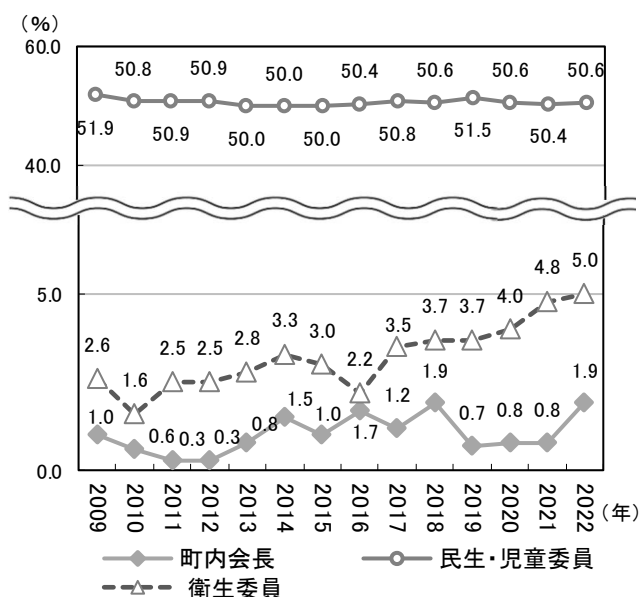
資料：西尾の統計

■各種委員会への女性委員の登用状況の割合の推移



資料：西尾の統計

■地域の女性委員の割合の推移



資料：西尾の統計

2 市民意識調査等からみる男女共同参画の状況

中学生・高校生を含めた西尾市民の男女共同参画に関する意識や実態を把握し、計画づくりや施策の立案に活用することを目的としてアンケート調査を実施しました。

■調査実施概要

区分	対象		回収率	実施期間	実施方法
市民	無作為に抽出した市民 3,000 人		33.2% (有効回収数 998)	2022 年(令和4年) 11 月 14 日から 11 月 28 日	郵送配布、 郵送・WEB による回収
若年者	市内の中学校及び 高等学校に通う生徒 (協力依頼校)	中学生 211 人	100.0% (有効回収数211)	2022 年(令和4年) 11 月 11 日から 11 月 30 日	学校を通じた 配布・回収
		高校生 257 人	100.0% (有効回収数257)		

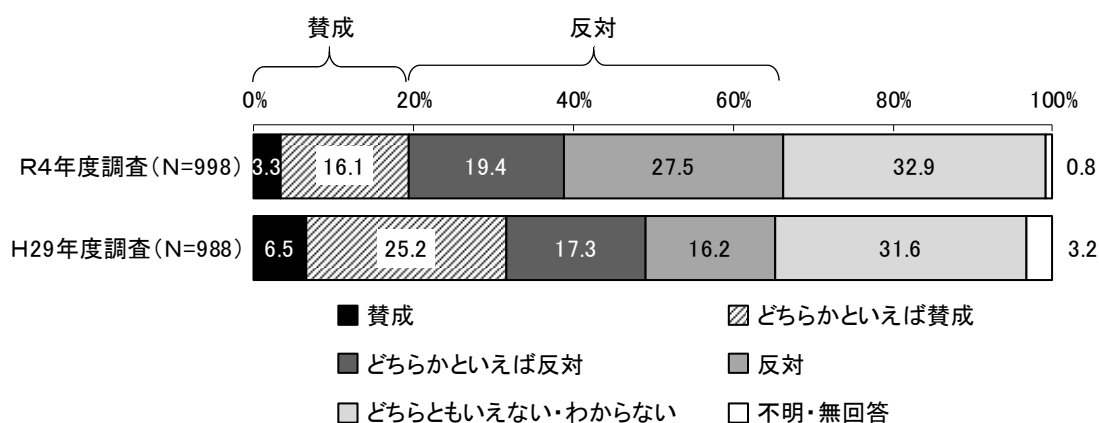
(1) 市民意識調査結果

① 固定的性別役割分担意識について

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という固定的性別役割分担意識について、『賛成』(「賛成」と「どちらかといえば賛成」の合計)が19.4%、『反対』(「反対」と「どちらかといえば反対」)が46.9%となっており、『反対』が『賛成』を上回っています。

経年で比較すると、『賛成』が減少し、『反対』が増加しています。

■「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について



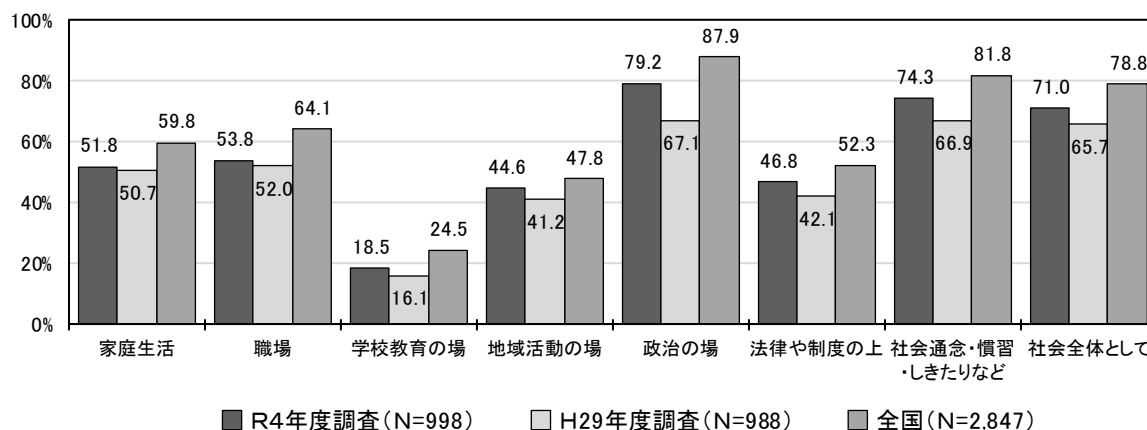
② 男女の平等感について

各分野における男女の平等感について、『男性優遇』（「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計）の割合が高い分野は、「政治の場」で 79.2%、「社会通念・慣習・しきたりなど」で 74.3%となっています。

経年で比較すると、すべての分野において『男性優遇』の割合が高くなっています。特に「政治の場」では、H29 年度調査と比較して 12.1 ポイント高くなっています。

全国と比較すると、いずれも『男性優遇』の割合は低くなっています。

■各分野における平等感（男性優遇）



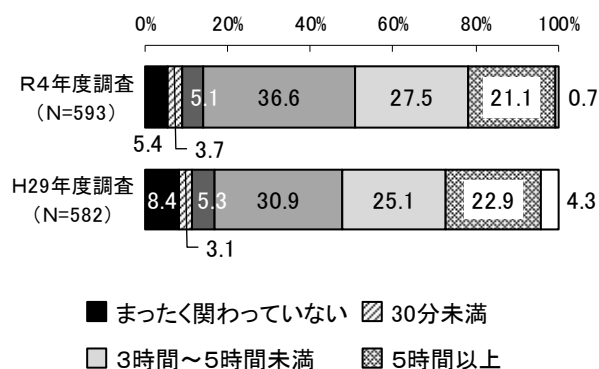
※全国：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（2022 年（令和 4 年）11 月実施）

平日に家事、育児、介護などに携わる平均的な時間について、『1 時間以上』（「1 時間～3 時間未満」と「3 時間～5 時間未満」と「5 時間以上」の合計）が女性では 85.2%となっていますが、男性では 31.0%となっています。

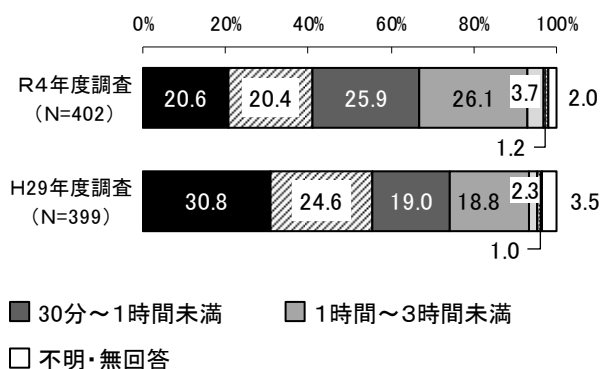
経年で比較すると、男性で「まったく関わっていない」「30 分未満」は減少しています。

■平日に家事・育児・介護に携わる平均的な時間

【女性】



【男性】



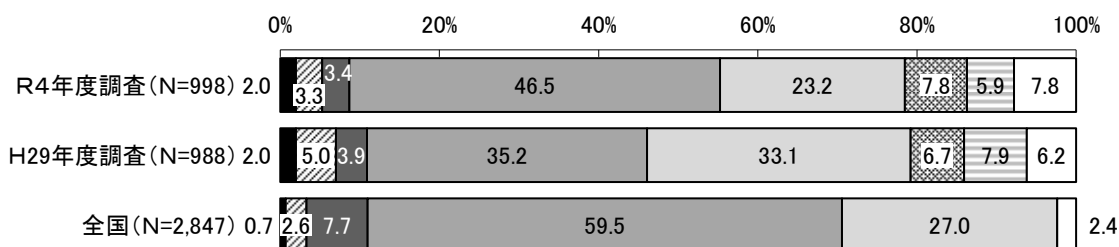
③ 就業生活について

女性が職業（仕事）を持つことについて、『就労継続型』（「子どもができて、ずっと職業（仕事）を持ち続けるほうがよい」）の割合が最も高くなっています。

経年で比較すると、『再就職型』（「子どもができたなら仕事をやめ、大きくなったら再び職業（仕事）を持つほうがよい」）が減少し、『就労継続型』が増加しています。

一方で、全国と比較すると、『就労継続型』は低くなっています。

■女性が職業（仕事）を持つことについての考え



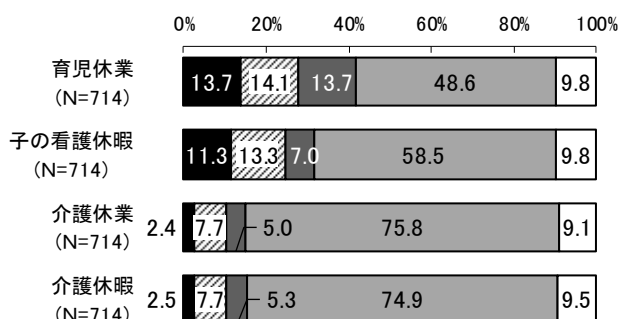
- 女性は職業（仕事）を持たないほうがよい
- ▨ 結婚するまでは職業（仕事）を持つほうがよい
- 子どもができるまでは、職業（仕事）を持つほうがよい
- 子どもができて、ずっと職業（仕事）を持ち続けるほうがよい
- 子どもができたなら仕事をやめ、大きくなったら再び職業（仕事）を持つほうがよい
- ▨ その他 ※本選択肢は全国にはありません。
- わからない ※本選択肢は全国にはありません。

※全国：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（2022年（令和4年）11月実施）

育児・介護に関する各種制度の取得状況は、「育児休業」「子の看護休暇」でそれぞれ約1割、「介護休業」「介護休暇」ではそれぞれ5%以下となっています。

また、各種制度を取得できなかった理由について、「職場に休める雰囲気がないから」が女性で46.3%、男性で62.9%とそれぞれ最も高くなっています。なお、男性で「職場に休める雰囲気がないから」「経済的に苦しくなるから（給料カットや減額）」「仕事の評価や昇進に影響するから」「自分の仕事には代わりの人がいないから」が女性と比べて高くなっています。

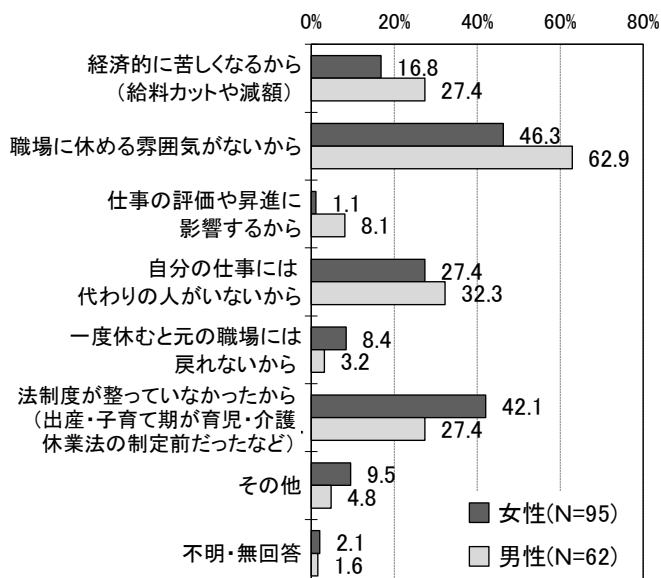
■各種制度の取得状況（現在働いている人のみ）



- 取ったことがある
- ▨ 取りたかったが、取れなかった
- 取りたいと思わなかったので、取らなかった
- 今まで必要となることがない
- 不明・無回答

■各種制度を取得できなかった理由

（※各種制度を「取りたかったが、取れなかった」人のみ）



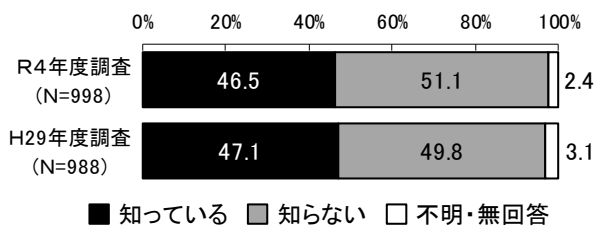
④ 配偶者や恋人等からの暴力について

配偶者や恋人からの暴力について相談できる窓口の認知度について、「知っている」が46.5%、「知らない」が51.1%となっています。経年で比較すると、わずかに「知っている」が減少しています。

DV被害を受けた際の対応としては、「誰にも相談しなかった」が女性で42.7%、男性で68.8%と、男性は女性と比べて26.1ポイント高くなっています。

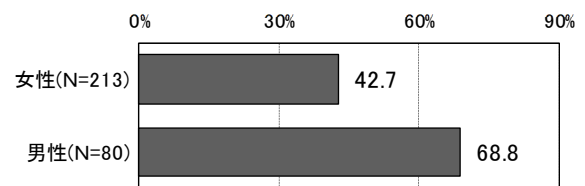
誰にも相談しなかった理由は、「相談するほどのことではないと思った」が44.8%と最も高く、次いで「相談しても無駄だと思った」が40.0%となっています。

■配偶者等からの暴力について相談できる窓口の認知度

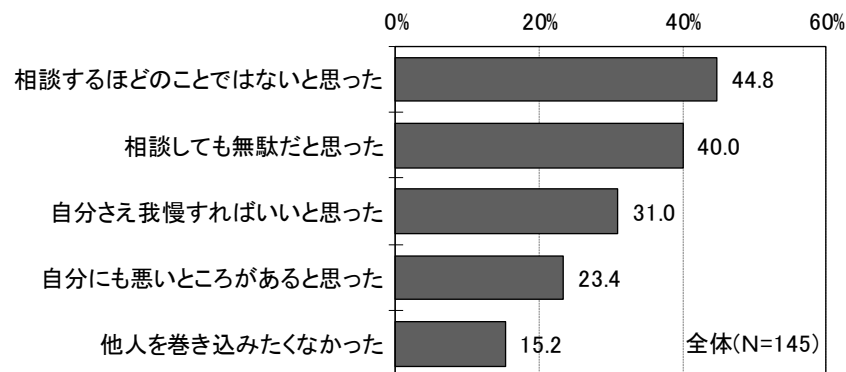


■暴力等を受けても誰にも相談しなかった人

(※身体的暴力等を受けたことがある人のみ)



■誰にも相談しなかった理由（上位5位）（※誰にも相談しなかった人のみ）

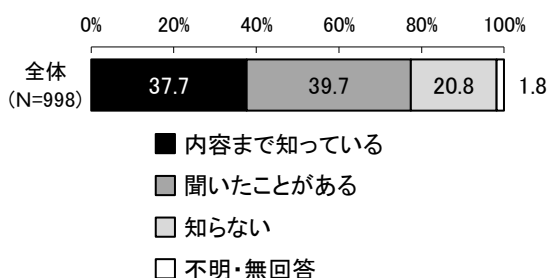


⑤ LGBTQ等について

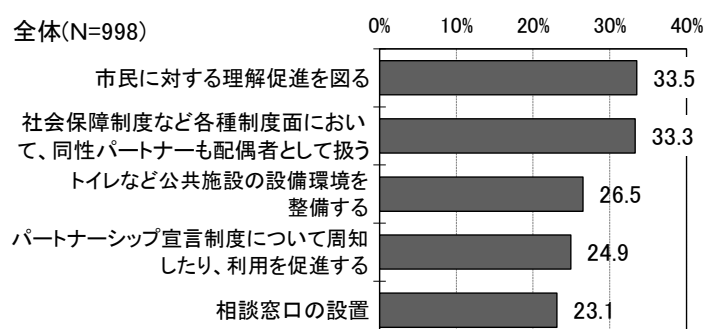
LGBTQという言葉の認知度は、「聞いたことがある」が39.7%と最も高く、次いで「内容まで知っている」が37.7%、「知らない」が20.8%となっています。

LGBTQ等への対応として西尾市に求めることは、「市民に対する理解を図る」が33.5%と最も高く、次いで「社会保障制度など各種制度面において、同性パートナーも配偶者として扱う」が33.3%となっています。

■LGBTQという言葉の認知度



■LGBTQ等への対応として西尾市に求めること（上位5位）



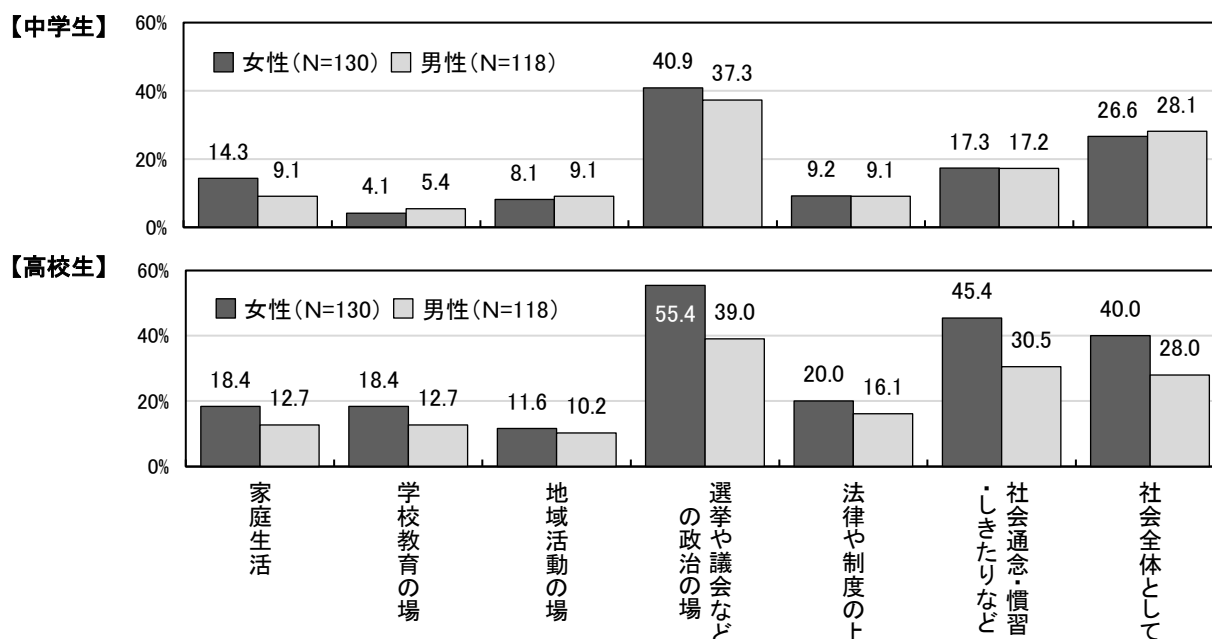
(2) 若年者調査結果

① 男女の平等感について

各分野における男女の平等感について、『男性優遇』（「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計）の割合が高い分野は、中学生、高校生ともに「選挙や議会などの政治の場」となっています。

高校生では、「選挙や議会などの政治の場」「社会通念・慣習・しきたりなど」「社会全体として」において、女性で『男性優遇』が男性よりそれぞれ10ポイント以上高くなっています。

■各分野における平等感（男性優遇）

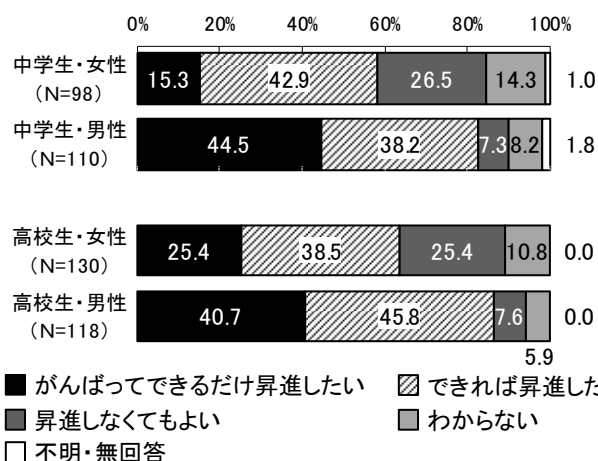


② 仕事への考え方について

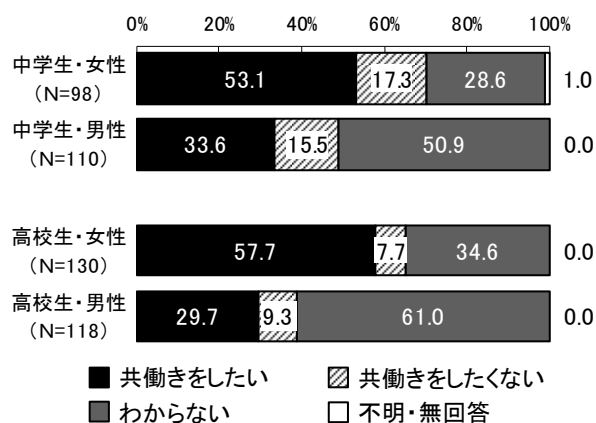
将来の昇進への希望について、中学生、高校生ともに、男性で「がんばってできるだけ昇進したい」が女性と比べて高くなっています。一方、女性では「昇進しなくてもよい」が男性と比べて高くなっています。

将来の共働きの意向は、中学生、高校生ともに、女性で「共働きをしたい」が男性と比べて高くなっています。

■将来の昇進への希望



■将来の共働きへの意向



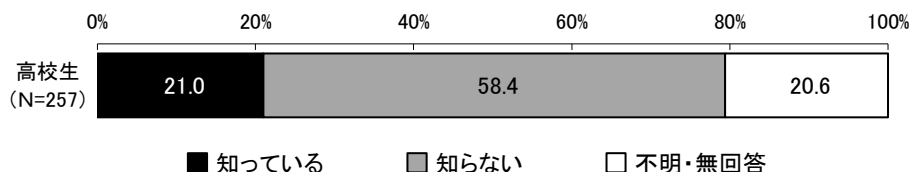
③ 交際相手からの暴力について

交際相手からの暴力について相談できる窓口の認知度は、「知っている」が21.0%、「知らない」が58.4%となっています。

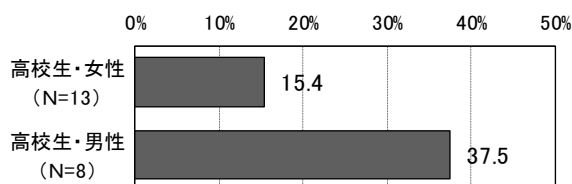
DV被害を受けた際の対応としては、「誰にも相談しなかった」が女性で15.4%、男性で37.5%と、男性は女性と比べて22.1ポイント高くなっています。

誰にも相談しなかった理由は、「相談するほどのことではないと思った」「自分が受けている行為が暴力とは思わなかった」がそれぞれ60.0%と最も高くなっています。

■交際相手からの暴力について相談できる窓口の認知度



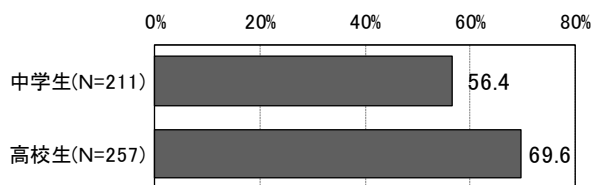
■暴力等を受けても誰にも相談しなかった人（※身体的暴力等を受けたことがある人のみ）



④ LGBTQ 等について

「性同一性障害、LGBTQ 等（性的少数者）」という言葉の認知度は、中学生で56.4%、高校生で69.6%となっています。

■「性同一性障害、LGBTQ 等（性的少数者）」という言葉を見たり聞いたりしたことがある



3 職員意識調査からみる男女共同参画の状況

市職員の男女共同参画に関する実態、業務における意識等を把握し、計画づくりや施策の立案に活用することを目的としてアンケート調査を実施しました。

■調査実施概要

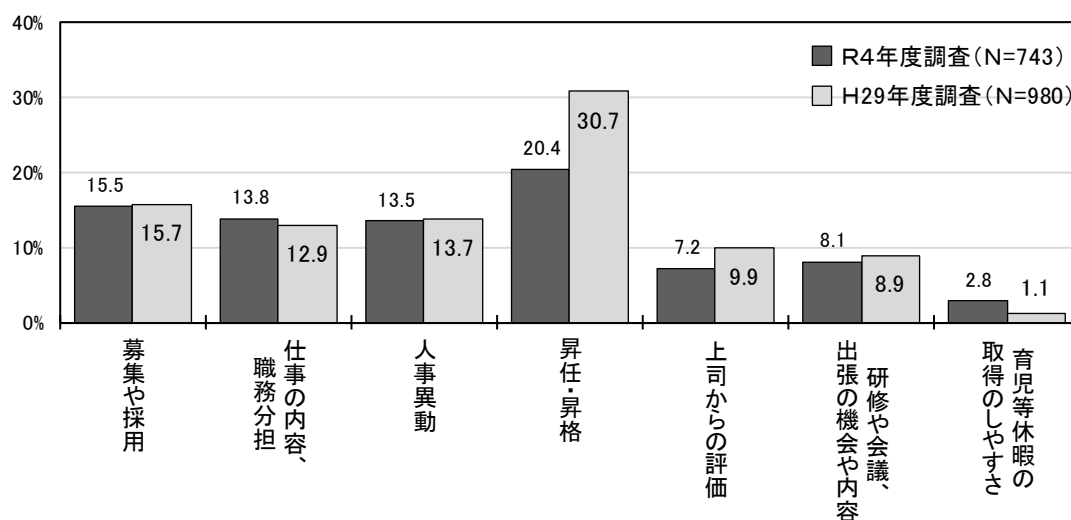
区分	対象	回収率	実施期間	実施方法
職員	西尾市役所の職員 1,129 人 (医療職、再任用職員、派遣職員、出張・休職中で調査期間中に不在の職員は対象外)	65.8% (有効回収数 743)	2022 年(令和4年) 11 月 21 日から 12 月 1 日	あいち電子申請・届出システムを利用し実施

① 職場の男女共同参画について

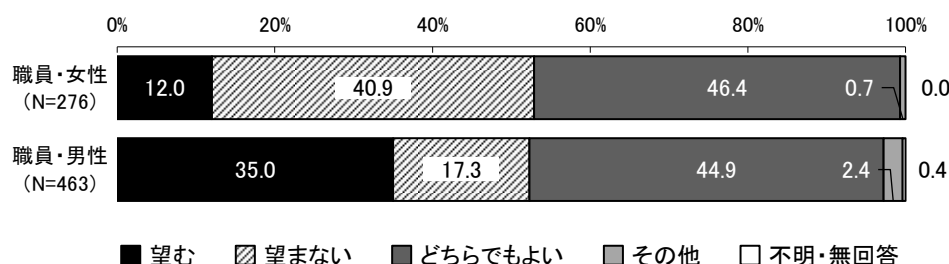
職場における男女の平等感について、『男性優遇』(「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計)の割合が高い分野は、「昇任・昇格」で 20.4%となっています。経年で比較すると、『男性優遇』は、いずれもほぼ横ばいか低くなっており、特に「昇任・昇格」では 10.3 ポイント低くなっています。

管理職につくことや昇進への希望は、「望む」が男性で 35.0%と女性と比べて 23.0 ポイント高く、女性では「望まない」が 40.9%と男性と比べて 23.6 ポイント高くなっています。

■職場における平等感(男性優遇)



■管理職へつくことや昇任への希望

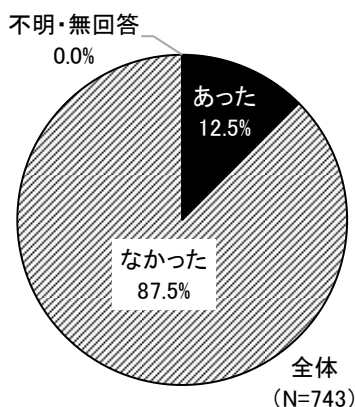


② 職務上における配偶者や恋人からの暴力に関する相談について

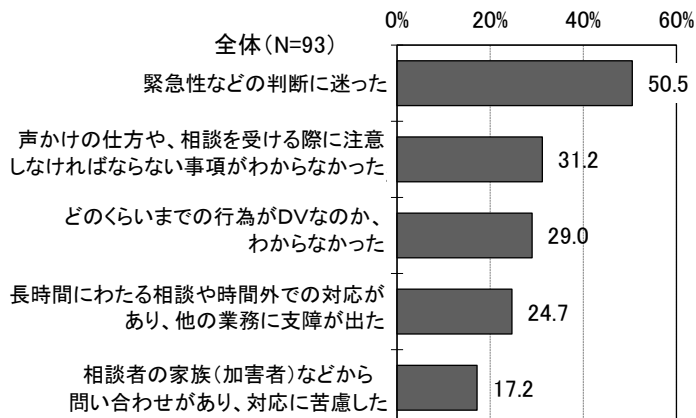
職務上、DV被害の相談を受けた経験の有無は、「あった」が12.5%、「なかった」が87.5%となっています。

職務上、相談を受けた際に困ったことは、「緊急性などの判断に迷った」が50.5%と最も高く、次いで「声かけの仕方や、相談を受ける際に注意しなければならない事項がわからなかった」が31.2%となっています。

■DV被害の相談を受けた経験の有無



■相談を受けて困ったこと（上位5位）（※相談経験があった人のみ）

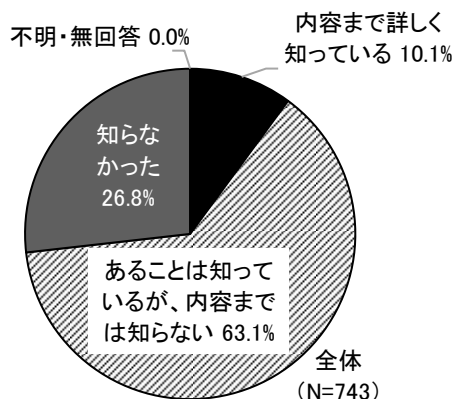


③ 業務上の意識について

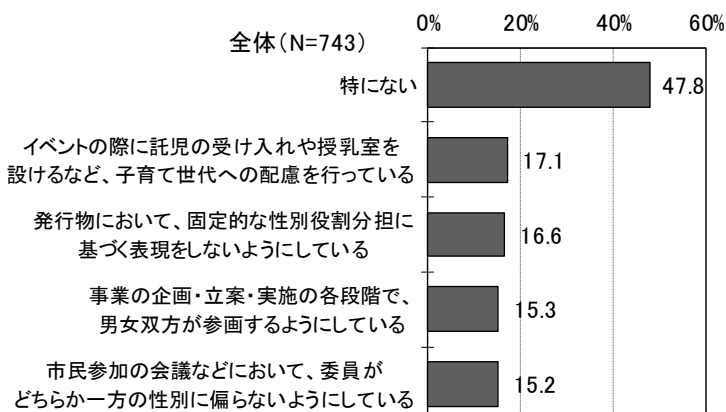
「第2次西尾市男女共同参画プラン」の認知度は、「内容まで詳しく知っている」が10.1%、「あることは知っているが、内容までは知らない」が63.1%、「知らなかった」が26.8%となっています。

業務の中で、男女共同参画の視点から気をつけていることは、最も高い「特にない」(47.8%)を除くと、「イベントの際に託児の受け入れや授乳室を設けるなど、子育て世代への配慮を行っている」が17.1%と最も高く、次いで「発行物において、固定的な性別役割分担に基づく表現をしないようにしている」が16.6%となっています。

■「第2次西尾市男女共同参画プラン」の認知度



■業務で男女共同参画の視点から気をつけていること（上位5位）



4 企業・団体調査からみる男女共同参画の状況

西尾市内の企業・団体の男女共同参画に関する意識や実態、優良事例等を把握し、計画づくりや施策の立案に活用することを目的としてアンケート調査及び面談調査を実施しました。

■調査実施概要

区分	対象	回収率	実施期間	実施方法
企業	市内のファミリー・フレンドリー企業※ ¹ 、または、女性の活躍促進宣言※ ² を行っている企業:20社	60.0% (有効回収数 743)	2022年(令和4年) 11月14日から11月28日	郵送配布、郵送回収
自主防災会	市内の自主防災会: 100団体	100.0% (有効回収数 100)	2023年(令和5年)1月	直接配布・回収
団体	市内で活動する各種団体: 5団体	100.0% (有効回収数5)	2023年(令和5年)2月	メールによる配布・回収及び面談ヒアリング

※¹ ファミリー・フレンドリー企業…男女ともに仕事と家庭の両立ができる様々な制度と職場環境を持つ企業

※² 女性の活躍促進宣言…県が募集する、女性の活躍促進に向けた取組を表明する「宣言」を提出した企業

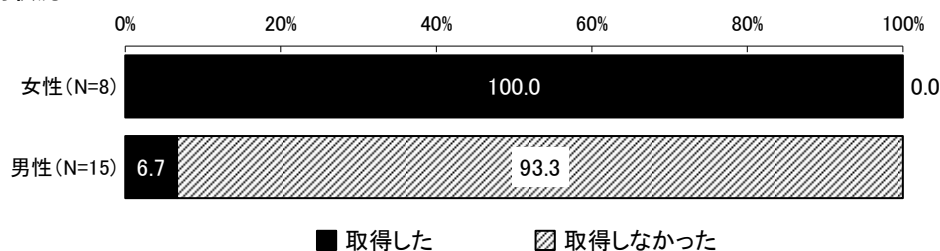
(1) 企業調査結果

① 育児や介護に関する制度について

育児休業の取得状況は、女性で100.0%、男性で6.7%となっています。

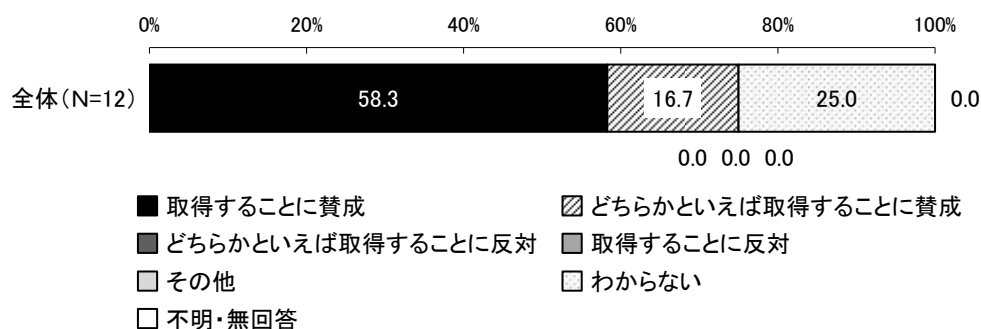
男性の育児休業等の制度取得について企業としての考えは、『取得に賛成』（「取得することに賛成」と「どちらかといえば取得することに賛成」の合計）が75.0%となっています。

■育児休業の取得状況



※N数は、すべての企業のうち、出産した女性従業員、配偶者が出産した男性従業員

■男性の育児休業等制度取得についての考え方



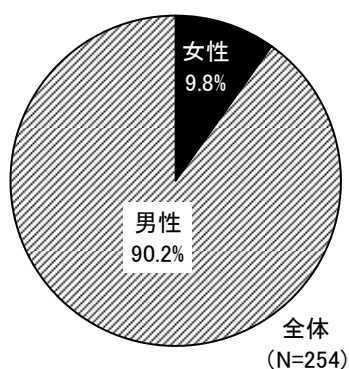
② 女性の活躍について

役職者の男女比は、女性が9.8%、男性が90.2%となっています。

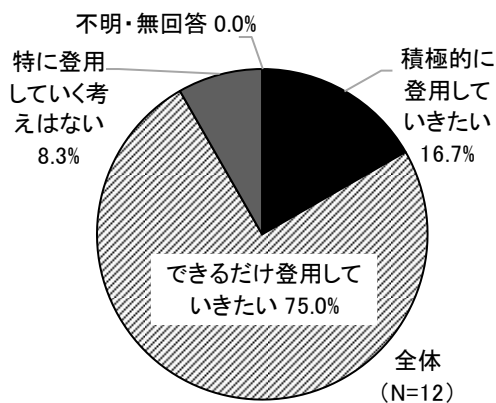
女性の管理職登用への企業の意向は、『登用したい』（「積極的に登用していきたい」と「できるだけ登用していきたい」の合計）が91.7%となっています。

職場における平等感は、いずれも「平等」が最も高くなっていますが、「人事配置や昇進」は75.0%と、他の項目と比べて低くなっています。

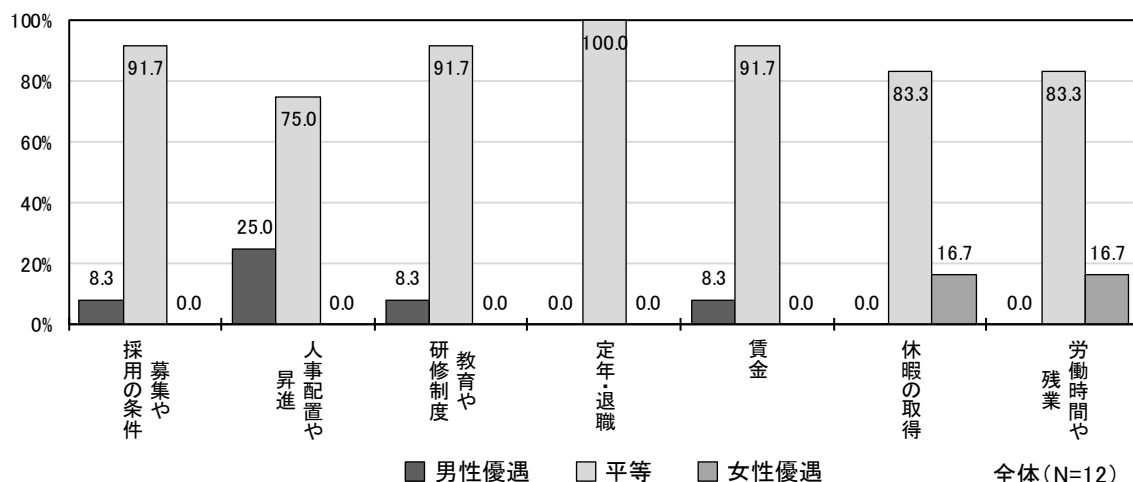
■役職者の男女比



■女性の管理職登用への企業意向



■職場における平等感

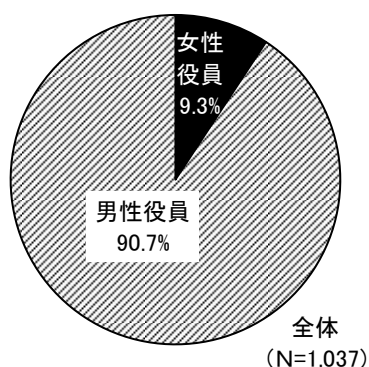


(2) 自主防災組織結果

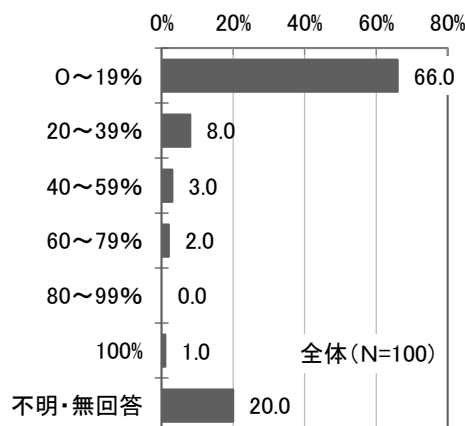
2023 年（令和5年）4月1日現在の各自主防災組織全体の役員人数（1,037 人）のうち、女性役員は 9.3%、男性役員は 90.7%となっています。

地域組織における女性の参画割合は、「0～19%」が 66.0%と最も高くなっています。

■地域組織の役割別男女比

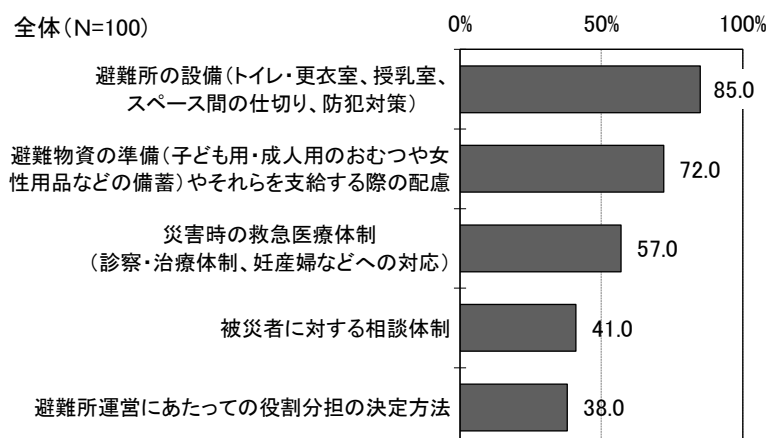


■地域組織における女性の参画割合



防災・災害時対策で、性別に配慮して取り組む必要があると思うことは、「避難所の設備（トイレ・更衣室、授乳室、スペース間の仕切り、防犯対策）」が 85.0%と最も高く、次いで「避難物資の準備（子ども用・成人用のおむつや女性用品などの備蓄）やそれらを支給する際の配慮」が 72.0%となっています。

■防災・災害時対策において性別に配慮すべき取組（上位 5 位）



(3) 団体調査結果

区分	主な意見
女性の活躍について	○女性の管理職登用等、女性の活躍推進のためには、企業内に限らず、企業間でロールモデルや取組等を共有できるといい。
男女共同参画に関する意識について	○「男女共同参画」という市民の意識がまだまだ低く、浸透していない。 ○男女共同参画に関する講座や活動への男性の参加が少ない。男女双方の意見を交換しながら理解を進めていくことができるような機会が必要。 ○活動の中で男女共同参画に対する考え方の世代間ギャップが大きく、苦慮することがある。 ○活動内容が見えづらいのでAI等を活用した配信方法や動画を取り入れ、誰でも気軽に活動に参画できる体制づくりをしていきたい。
仕事と家庭生活の両立について	○子どもの看病等が必要になった場合、母親が仕事を休んで当然という感覚がある男性がまだ多いように感じる。家にいる時間に家事・育児を担う男性は増えているように感じるが、仕事を休むとなるとまだ壁がある。本人の意識変革や企業側の理解の浸透や仕組みづくりが必要。
LGBTQ等について	○市のパートナーシップ制度に対する理解があまり進んでいない。「当事者でないから関係ない」ではなく、市民全体で理解を深め、当事者の方が安心してらせるような機運づくりが重要。 ○トイレ設備の充実、学校の制度問題、職場環境への配慮が必要。
防災・災害時における男女共同参画について	○防災活動への女性の参画が少ないので、女性登用を増やして行く必要がある。各町の自主防災会に女性リーダーを必ず複数名任命するよう働きかける必要がある。 ○災害時に女性は役割として「炊き出し」を当てられることが多いが、運営等の役割にも女性が必要。そのためには、日ごろの話し合いの場にも女性が参画することが重要。
配偶者や恋人等からの暴力について	○相談窓口の情報はいろいろな場所に掲示してほしい。 ○DV被害は女性に限らず、男性被害者も存在している。表に出にくい問題だけに、サポート体制の充実は今以上に必要。スマートフォン等で問題が起きた時にすぐに連絡が取れるようなコンタクト方法の検討が求められる。

5 第2次男女共同参画プランの進捗状況

「第2次男女共同参画プラン」の数値目標の達成状況は以下の通りとなっています。「男女共同参画に関する講座・セミナーの参加人数」「固定的な性別役割分担意識に同感しない人の割合」「家事・育児・介護に関わらない男性の割合」「家族経営協定締結数」で改善がみられましたが、「市民活動団体との協働事業の実施数」「DV防止に関する啓発回数」は策定時より悪化しました。

【評価基準】 A…目標値を達成

B…目標値は達成できていないが、中間値よりも改善

C…中間値からほぼ変化せず

D…中間値より悪化

基本目標	指標	実績値			目標値		評価
		策定時	中間値	直近値	2018年度	2023年度	
1 政策・方針決定の場への女性の参画をすすめます	審議会等における女性委員の割合	23.8% (2013)	21.1% (2017)	25.2% (2023)	30%	40%	B
	市役所の管理職における女性の割合	12.0% (2013)	11.5% (2017)	16.2% (2023)	13%	15%	A
2 男女共同参画の考え方をまなびます	男女共同参画に関する講座・セミナーの参加人数	600人 (2012)	550人 (予定) (2017)	1,217人 (2022)	700人	800人	A
	固定的な性別役割分担意識に同感しない人の割合	—	33.5% (2017)	46.9% (2022)	—	40% (2022)	A
3 男女共同参画社会を支える環境整備をすすめます	市民活動団体との協働事業の実施数	5事業 (2012)	6事業 (2017)	4事業 (2022)	6事業	7事業	D
4 男女がともに仕事と家庭生活を両立できる環境をつくります	25～44歳の女性の労働力率	69.9% (2010) ※旧三町を除く	73.5% (2015) ※旧三町を含む	73.8% (2020)	73.0% (2015)	76.0% (2020)	C
	家事・育児・介護に関わらない男性の割合	33.3% (2012)	30.8% (2017)	20.6% (2022)	28.0%	23.0%	A
	家族経営協定締結数	52世帯 (2012)	60世帯 (2017)	79世帯 (2022)	60世帯	65世帯	A
5 男女が健康で、安心して暮らせるまちをつくります	がん検診受診率 ※受診率の算出方法が変更となったため、令和2年度以降受診率が低下している。	肺がん 25.3% (2011)	肺がん 30.6% (2015)	肺がん 8.3% (2021)	肺がん 28.0%	肺がん 30.0%	—
		子宮がん 22.2% (2011)	子宮がん 21.1% (2015)	子宮がん 8.5% (2022)	子宮がん 27.0%	子宮がん 29.0%	—
		乳がん 17.3% (2011)	乳がん 17.9% (2015)	乳がん 8.1% (2022)	乳がん 21.0%	乳がん 22.0%	—
6 防災・災害時対策における男女共同参画をすすめます	防災講座での女性の参加者割合	9.3% (2013)	11.0% (2017)	29.0% (2023)	15%	20%	A
7 男女間のあらゆる暴力をなくします	DV防止に関する啓発回数	0回 (2012)	2回 (2017)	1回 (2022)	2回	4回	D

第3章 プランの基本的な考え方

1 基本理念

本市では、2014 年（平成 26 年）に策定した「第 2 次西尾市男女共同参画計画」において、「男女の平等」の「男女の自立」を基本理念とし、性別に関わりなく、男女がそれぞれの個性と能力を十分に発揮し、多様性を認め合える男女共同参画社会の実現を目指してきました。

「男女の平等」とは、男女が社会の対等な構成員として、政治、政策・方針決定、家庭、地域社会、家庭生活、労働、教育などのあらゆる場とともに参画することです。

「男女の自立」とは、男女がお互いを尊重し、一人ひとりが経済的、生活的、精神的に自立した豊かな生活を営むことです。

本プランでも、基本的な考え方は継承し、『「男女の平等」と「男女の自立」』を基本理念とします。

また、「第 2 次西尾市男女共同参画プラン」において、市民が男女共同参画をより身近に感じることができるよう、「男女がともに 心豊かに暮らせるまち にしお」をキャッチフレーズとして掲げました。本プランでも、女性だけ、男性だけではなく、誰もが心豊かに暮らせる西尾市となるようこのキャッチフレーズを継承します。

■第 3 次西尾市男女共同参画プランの基本理念

「男女の平等」と「男女の自立」

■第 3 次西尾市男女共同参画プランのキャッチフレーズ

男女がともに 心豊かに暮らせるまち にしお

2 基本目標

基本目標1 政策・方針決定の場への女性の参画をすすめます 西尾市女性活躍推進計画

多様な価値観によって社会の活性化を図ることができるよう、様々な分野での政策・方針決定の場への女性の参画を推進します。

基本目標2 ジェンダー平等の意識づくりをすすめます

性別にとらわれず、誰もが多様な選択ができ、一人ひとりの個性や能力を発揮できるよう、ジェンダー平等意識の普及を行うとともに、学校等あらゆる場において、教育・学習の充実を図ります。

基本目標3 男女共同参画社会を支える環境整備をすすめます

全市的に男女共同参画を推進するため、市民活動団体など市民主体の活動支援を推進するとともに、市職員等の意識づくりを推進します。また、LGBTQ 等に関する理解の促進など多様な性を尊重する社会を推進します。

基本目標4 男女がともに仕事と家庭生活を両立できる環境をつくります

西尾市女性活躍推進計画

誰もが自分の希望に沿って多様な働き方・生き方を選択できるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組みを推進します。

基本目標5 防災・災害対策における男女共同参画計画をすすめます

災害時に円滑に対応できるよう平常時における備えの時点から、女性の参画を拡大し、女性の視点を盛り込んだ防災対策の充実を図ります。

基本目標6 誰もが安心・安全に暮らせるまちをつくります 西尾市DV対策基本計画含む

すべての人の人権が尊重される社会をつくるため、DV等のあらゆる暴力の根絶に向けた取組みを推進します。また、誰もが生涯にわたって健康に過ごすことができるよう、各年代に応じた健康づくりの意識啓発や活動支援を行います。さらに、様々な困難を抱えることが多い高齢者や障害のある人、ひとり親家庭、外国人等についても、支援施策の充実を図ります。

3 施策体系

基本目標	施策の方向性	ページ数
1 政策・方針決定の場への女性の参画をすすめます (西尾市女性活躍推進計画)	(1)審議会等委員への女性の積極的登用	36
	(2)地域や企業・各種団体等における女性の参画促進	37
	(3)市役所等における男女共同参画の推進	37
2 ジェンダー平等の意識づくりをすすめます	(1)男女共同参画に関する広報・啓発の推進	38
	(2)男女共同参画に関する学習機会の提供	39
	(3)児童生徒への男女共同参画の理解促進	39
3 男女共同参画社会を支える環境整備をすすめます	(1)市民との協働による男女共同参画の推進	40
	(2)男女共同参画を推進する職員等の意識づくり	41
	(3)多様な性を尊重する社会の推進	41
4 男女がともに仕事と家庭生活を両立できる環境をつくります (西尾市女性活躍推進計画)	(1)家庭における家事・育児等の分かち合いの促進	42
	(2)企業における環境整備	43
	(3)女性の就業機会の拡大	43
	(4)仕事と家庭生活の両立に向けた支援	43
5 防災・災害対策における男女共同参画をすすめます	(1)防災分野の方針決定過程における女性参画の推進	45
	(2)防災・災害・復興時における男女共同参画の推進	45
6 誰もが安心・安全に暮らせるまちをつくります	(1)生涯を通じた健康づくりへの支援	47
	(2)配偶者等に対する暴力の根絶と被害者を守るしくみづくり (西尾市 DV 対策基本計画)	48
	(3)様々な困難を抱える人への支援	48

4 重点的な取組み

プランの実効性を高めるための前期5か年における重点的な取組みを設定しました。各担当課が課題を認識し、注力して取組みを推進します。

基本目標1 政策・方針決定の場への女性の参画をすすめます

重点的な取組み1 地域組織における役職者への女性の登用促進（施策No.4）

本市の町内会長に占める女性の割合は2%以下で推移しており、地域活動における女性の参画はまだ十分ではありません。一方で、市民意識調査によると、地域活動の役員など意思決定の場における参画について過半数が必要を感じています。女性の町内会やコミュニティ団体への情報提供や啓発を行い、女性の役職者登用を働きかけます。

2024 年	2025 年	2026 年	2027 年	2028 年
啓発方法の検討	地域組織への働きかけ	⇒	⇒	⇒

基本目標2 ジェンダー平等の意識づくりをすすめます

重点的な取組み2 男性や若者世代を対象とした学習機会や情報の提供（施策No.13）

市民意識調査によると、各分野における男女の平等感について経年で「男性優位」と感じる割合が増加しています。また、性別や年代によって男女共同参画に対する理解や認識が異なります。学習ニーズの把握に務めるとともに、開催方法や日時の設定など、参加者増加に向けた工夫をしながら、男性や若年層を対象とした講演会、各種講座等を実施します。

2024 年	2025 年	2026 年	2027 年	2028 年
アプローチ手法の検討	実施	⇒	⇒	⇒
講習会・セミナーの開催	⇒	⇒	⇒	⇒

基本目標3 男女共同参画社会を支える環境整備をすすめます

重点的な取組み3 多様な性に対する理解の促進（施策No.20）

本市では、2019 年（令和元年）に「パートナーシップ宣言制度」を開始していますが、市民意識調査によるとLGBTQ について内容まで理解している市民は4割未満となっています。また、必要な取組みとして理解促進や各種制度面の整備が上位となっています。性的少数者に対する理解を深めるための啓発やALL Yの取組みの推進、「パートナーシップ宣誓制度」について周知・運用を行います。

2024 年	2025 年	2026 年	2027 年	2028 年
周知方法の検討	実施	⇒	⇒	⇒
対象範囲拡大に向け検討	実施	⇒	⇒	⇒

基本目標 4 男女がともに仕事と家庭生活を両立できる環境をつくります

重点的取組み 4 男性への家事、育児、介護への参加促進（施策No.23）

市民意識調査によると、平日に家事・育児・介護などに携わる平均的な時間について、男性と比べて女性で長時間となっています。男性が家事、育児、介護等の能力を身につけるための講座や講習会を実施します。また、学習ニーズの把握や参加者増加に向けた工夫を行います。

2024 年	2025 年	2026 年	2027 年	2028 年
男性の育児・介護等に関する学習機会の提供	⇒	⇒	⇒	⇒

基本目標 5 防災・災害対策における男女共同参画計画をすすめます

重点的取組み 5 男女共同参画の視点に立った防災対策に関する啓発（施策No.34）

自主防災会調査によると、自主防災組織の女性役員の割合は1割未満となっています。市民意識調査によると、防災・災害対策において性別に配慮する必要があることとして避難所の設備、避難物資の準備やそれらを支給する際の配慮が上位となっています。講座や研修会、セミナー等を開催し、男女共同参画の視点による防災・災害対策の必要性などについて広報・啓発を行います。

2024 年	2025 年	2026 年	2027 年	2028 年
女性の参画を自主防災会へ働きかけ	⇒	⇒	⇒	⇒
講座・研修会の実施	⇒	⇒	⇒	⇒

基本目標 6 誰もが安心・安全に暮らせるまちをつくります

重点的取組み 6 DV等防止のための啓発と情報提供の充実（施策No.38）

DVに関して相談できる窓口の認知度は市民意識調査では5割未満、若年者調査では約2割にとどまっています。また、配偶者や恋人からの暴力の経験がある方のうち暴力を受けた際に誰にも相談しなかった方が約5割となっており、被害が潜在化している可能性が考えられます。多様な媒体や機会を活用してDV等に関する周知・啓発を行い、正しい知識を普及します。

2024 年	2025 年	2026 年	2027 年	2028 年
啓発・情報提供手法の検討	実施	⇒	⇒	⇒
相談窓口の周知	⇒	⇒	⇒	⇒

第4章 基本目標別の内容

基本目標 1

政策・方針決定の場への女性の参画をすすめます

[西尾市女性活躍推進計画]

現状と課題

- 政策・方針決定の場において男女共同参画を進めることは、多様な価値観を反映した政策・方針をつくり出すためにも重要です。
- 国においては、2016年（平成28年）に「女性活躍推進法」、2018年（平成30年）に「政治分野における男女共同参画推進法」が制定されるなど様々な法整備が進む中、さらなる対応を強化していく方向が打ち出され、「第5次男女共同参画基本計画」では「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進める」こととしています。
- 本市の審議会等における女性委員の割合は、2022年度（令和4）年度末時点で25.2%にとどまり、第2次プランの目標（40%）には届きませんでした。
- 本市の町内会長に占める女性の割合は2%以下で推移しており、地域活動における女性の参画はまだ十分ではありません。
- 企業調査では、今後の女性の管理職への登用について前向きな意向がある企業が約9割と多くみられました。一方で、市民意識調査では、約半数の女性が昇進を望んでおらず、理由として「自信がない」の割合が最も高くなっています。
- 市役所における女性管理職の割合は2022年度（令和4）年度末時点で12.9%となっていますが、職員意識調査では、女性職員の約4割が昇進を望まず、その割合は5年前と比較して増加しています。理由としては、男性よりも「自信がない」「家事・育児との両立が難しい」があげられています。

施策の方向性

（1）審議会等委員への女性の積極的登用

審議会や委員会等の本市における様々な方針決定過程において女性の参画を促進します。

No.	具体的施策	施策の内容	担当課
1	審議会等における女性委員の登用促進	西尾市の審議会・委員会等委員への女性の登用を促進し、全委員に占める割合の向上を図ります。	地域つながり課
2	人材データの整備と活用	女性の人材をデータ化し、審議会等の委員として活躍できるよう活用を図ります。また、多角的な意見を反映させるため、多様な人材の登用に配慮します。	地域つながり課
3	女性の市政に対する意見や要望などの活用	女性と語るまちづくりトーク等を開催し、政策・方針決定過程において女性の意見や要望を活用します。	広報広聴課

（２）地域や企業・各種団体等における女性の参画促進

地域や市内の企業、各種団体に対して、女性の参画促進につながる啓発活動を行うとともに、研修機会の提供や情報発信に努めます。

No.	具体的施策	施策の内容	担当課
4	地域組織における役職者への女性の登用促進【重点】	町内会やコミュニティ団体への情報提供や啓発を行い、女性の役職者登用を働きかけます。	地域つながり課
5	女性地域リーダーの養成	人材育成セミナーへの派遣や研修会・交流会を実施し、女性が地域のリーダーとして活躍できる環境づくりと意識改革を推進します。	地域つながり課
6	企業や各種団体等における女性の参画の促進	企業や団体に対して、女性活躍等に関する各種制度や情報についてパンフレットや広報、ホームページ等を通じて普及を促進します。	商工振興課 環境保全課 地域つながり課

（３）市役所等における男女共同参画の推進

「西尾市特定事業主行動計画」に基づき、女性職員の活躍の推進や、男性の育児休暇取得促進など、性別にかかわらずすべての職員が働きやすい環境整備を推進します。

No.	具体的施策	施策の内容	担当課
7	管理職への女性の積極的登用	女性管理職養成のためのセミナー・研修への派遣を行い、管理職や中核となる人材の育成を図るとともに、管理職等への登用拡大を図ります。	人事課 学校教育課
8	市役所における男女職員の職域拡大	市の職務において男女の比率が偏らない、男女ともに幅広い分野の職務を経験できる人員配置等を行います。	人事課
9	育児休業等の制度の取得支援	「育児のための両立支援ハンドブック」や「男性職員への育休マニュアル」等を作成・活用し、育児休業制度等の制度を周知するとともに、実際に取得できるよう、事例等の情報提供を行います。	人事課

数値目標

指標	現状値	目標値	
		2028 年度	2033 年度
審議会等における女性委員の割合【地域つながり課】	25.2% (2023)	35.0%	40.0%
「あいち女性輝きカンパニー」認証企業数【商工振興課】	38 社 (2023)	45 社	50 社
女性の活躍促進宣言企業数【商工振興課】	71 社 (2023)	80 社	90 社
自治会長における女性の割合【地域つながり課】	2.0% (2023)	10.0%	15.0%
市役所の管理職における女性の割合【人事課】	16.2% (2023)	増加※	増加※
市役所の男性職員の配偶者出産休暇または育児参加のための休暇取得率【人事課】	75.8% (2023)	増加※	増加※

※令和 7 年度（2025 年度）に策定する「女性活躍促進法に基づく西尾市特定事業主計画」に目標値を設定予定

基本目標 2

ジェンダー平等の意識づくりをすすめます

現状と課題

- 男女共同参画社会の実現のためには、その意義について市民一人ひとりが正しく理解することが大切です。しかし、市民生活の様々な場面で固定的性別役割分担意識が根強く残っていることがうかがえます。
- 国の「第5次男女共同参画基本計画」においても、長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が問題であると指摘されており、広く男女共同参画についての理解を促進する取り組みや、固定観念を打破するための取組みを進めていく必要があります。
- 市民意識調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるという」考え方について、5年前と比較して『反対派』が増加しています。一方で、各分野における男女の平等感について『男性優位』と感じる割合は増加しています。
- 男女共同参画社会、ジェンダー平等の実現に向けては、継続的な広報・啓発、理解促進に向けた取組みが必要です。

施策の方向性

（1）男女共同参画に関する広報・啓発の推進

男女共同参画について広く理解と関心を高めるため、様々な機会や媒体を活用し効果的な広報・啓発や情報提供を推進します。

No.	具体的施策	施策の内容	担当課
10	男女共同参画に関する情報誌、パンフレット等の発行	「男女共同参画情報誌」など、啓発パンフレットを作成し、男女共同参画について市民に周知します。また、若年者・男性・高齢者等、対象別にパンフレットを作成し、効果的な啓発を行います。	地域つながり課
11	男女共同参画に関する啓発活動の推進	市の広報やホームページ、SNS等を通じて男女共同参画に関する情報提供や啓発を行います。また、人権に関する街頭啓発等を通じて男女共同参画に関する啓発を行います。	市民課 地域つながり課

(2) 男女共同参画に関する学習機会の提供

市民が男女共同参画の必要性や意義等に対する理解を深められるよう、各種団体や市民を対象としたセミナーや出前講座を実施するとともに、年代や性別に合わせた学習機会の提供を推進します。

No.	具体的施策	施策の内容	担当課
12	男女共同参画に関するセミナーや出前講座の実施	ばらネットセミナーや男女共同参画に関する講演会、出張事業等を実施します。	地域つながり課
13	男性や若者世代を対象とした学習機会や情報の提供【重点】	男性や若年層を対象とした講演会、各種講座等を実施します。また、学習ニーズの把握に努めるとともに、開催方法や日時の設定など、参加者増加に向けた工夫をします。	地域つながり課

(3) 児童生徒への男女共同参画の理解促進

子どもの頃から男女共同参画に対して正しく理解し、固定的性別役割分担意識にとらわれることなく生きられるよう、男女共同参画の視点を取り入れた保育・教育を推進します。

No.	具体的施策	施策の内容	担当課
14	学校・幼稚園・保育園・認定こども園における男女平等教育の推進	教職員等への情報提供や研修を実施し、男女共同参画の視点に立った保育・教育を推進します。また、性別による固定的役割分担意識にとらわれず、主体的に進路を選択できるよう、キャリア教育、進路指導を推進します。	保育課 学校教育課
15	発達段階に応じた男女共同参画の推進	保育所保育指針及び幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、学習指導要領に基づき、子どもの発達段階に応じた男女共同参画に関する保育・教育の実施、環境整備を行います。	保育課 学校教育課

数値目標

指標	現状値	目標値	
		2028 年度	2033 年度
男女共同参画に関する講座・セミナーの参加人数 [地域つながり課]	1,217 人 (2022)	1,300 人	1,300 人
固定的な性別役割分担意識に同感しない人の割合 [地域つながり課]	46.9% (2022)	50.0%	60.0%
社会全体を通して男女が平等と感じる人の割合 [地域つながり課]	14.1% (2022)	20.0%	30.0%

基本目標 3

男女共同参画社会を支える環境整備をすすめます

現状と課題

- 男女共同参画社会の実現のためには、様々な施策を推進する市職員や、地域において活動を展開する市民団体の推進力が不可欠です。
- 本市では、男女共同参画に関する市民団体主体の活動は「市民活動グループばらネット」等を中心に推進されていますが、団体調査では、活動内容が市民へ浸透していないことが課題としてあげられました。
- 団体調査では、活動の中で男女共同参画に対する考え方に世代間で大きな差があることが課題としてあげられました。
- 市民意識調査では、地域活動の役員など意思決定の場に女性が参画することについて、約8割が必要を感じており、女性が参画するための方法については、「女性の参画を積極的に呼びかけ、女性が参画できる雰囲気をつくる」の割合が最も高くなっています。
- 職員意識調査では、業務で男女共同参画の視点から気をつけていることは「特にない」が約5割となっています。5年前と比較してその割合は減少していますが、依然として高い状況です。職員を対象とした啓発事業等をさらに進めていく必要があります。
- ジェンダー平等の実現に向けては、多様な性のあり方に関する社会的な理解の促進が必要です。市民意識調査では、LGBTQ等について「内容まで知っている」と回答した割合は約4割となっています。また、市が行うべき対応については「市民に対する理解促進を図る」「社会保障制度など各種制度面において、同性パートナーも配偶者として扱う」の割合が高くなっています。
- 本市では、2019年（令和元年）に「パートナーシップ宣言制度」を開始するとともに、A・L・L・Yの取組みの推進など、性的マイノリティの支援に取り組んでおり、今後も周知・啓発とあわせた取組みの推進が必要です。

施策の方向性

（1）市民との協働による男女共同参画の推進

男女共同参画に取り組む団体の活動を支援するとともに、男女共同参画の視点で地域づくりを進められるよう、多様な団体への啓発や情報提供に努めます。

No.	具体的施策	施策の内容	担当課
16	男女共同参画に取り組む活動団体の育成と活動支援	男女共同参画に関する啓発や相談を行う団体の活動を支援するとともに、国、県及びその他の機関等からの男女共同参画に関する情報等を提供します。	地域つながり課
17	多様な団体への意識啓発及び連携による広報・啓発活動の推進	市民活動団体、福祉団体、経済団体、教育関係団体等に対して、男女共同参画に関する広報・啓発活動を行います。また、各種団体が情報・意見交換を行う機会を提供します。	地域つながり課

(2) 男女共同参画を推進する職員の意識づくり

市職員が男女共同参画の視点をもって施策を企画立案・実施できるよう、研修の実施や広報ガイドラインなどの周知を図ります。

No.	具体的施策	施策の内容	担当課
18	男女共同参画に関する市職員への研修の実施	市職員に対して、男女共同参画やワーク・ライフ・バランス、ハラスメント等に関する研修を実施します。また、様々な場を活用して職員に対してプランの周知を図ります。	人事課 地域つながり課
19	広報・出版物等における男女共同参画の視点に立った表現の促進	市役所が発行する広報等において、男女共同参画の視点に立った適切な表現の使用促進を図るため、広報ガイドラインを作成するとともに、周知を図ります。	地域つながり課

(3) 多様な性を尊重する社会の推進

性の多様性について理解を深めるための啓発や学習機会を提供するとともに、制度など様々な環境整備を推進します。

No.	具体的施策	施策の内容	担当課
20	多様な性に対する理解の促進【重点】	性的少数者に対する理解を深めるための啓発やA L L Yの取組みを推進します。また、「パートナーシップ宣誓制度」について周知・運用を行います。	地域つながり課
21	ユニバーサルデザインの視点に立った生涯学習事業の推進	年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、あらゆる市民が共に学び合い、支え合うことのできる事業を企画します。	生涯学習課

数値目標

指標	現状値	目標値	
		2028 年度	2033 年度
市民活動団体との協働事業の実施回数 [地域つながり課]	4 事業 (2022)	6 事業	6 事業
L G B T Qという言葉の認知度 [地域つながり課]	37.7% (2022)	50.0%	60.0%

基本目標 4

男女がともに仕事と家庭生活を両立できる環境をつくります

[西尾市女性活躍推進計画]

現状と課題

- 近年、女性の社会進出はますます進み、2019 年（令和元年）には「女性活躍推進法」が改正されるなど、働く場における様々な女性活躍支援が展開されています。
- 2019 年（令和元年）には、「労働施策総合推進法」を含む各種関連法が改正され、ハラスメント防止対策の強化が示されるなど、セクシュアル・ハラスメントをはじめとした各種ハラスメント防止に向けた取組みが求められています。
- 市民意識調査では、女性が職業を持つことについて、『就労継続型』（子どもができて、ずっと職業を持ち続けるほうがよい）の割合が最も高くなっており、5年前と比較して増加しています。一方で、女性は非正規職率が高く、雇用の安定性や継続性、キャリア形成など、実質的な男女格差はいまだ大きい状況です。働く場におけるジェンダー平等の実現や、女性が働きやすい環境の整備など、女性の就業機会の拡大に向けた取組みが引き続き重要です。
- 結婚・出産後も就労を継続する女性が増加する中で、市民意識調査では、家庭での役割分担について家事・育児等の負担は女性に偏っている状況がみられます。一方で、生活のバランスについて男性で「仕事優先」が多く、希望通りに家庭に関わっていない状況もうかがえます。男性の家事・育児への参画を促進するとともに、ワーク・ライフ・バランスを実現しやすい職場環境づくりが求められます。
- 市民意識調査では、男女共同参画社会を実現するために市がすべきことについて、全体では「子育て支援サービスや介護サービスなどの充実を図る」の割合が最も高くなっています。

施策の方向性

（１）家庭における家事・育児等の分かち合いの促進

仕事と家事・育児等の両立に配慮した働き方についての啓発や、男性の家庭生活への参画を促進するための取組みを推進します。

No.	具体的施策	施策の内容	担当課
22	仕事・家庭・個人生活のバランスに関する啓発	「男女共同参画情報誌」を通じて、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）についての周知・啓発を行います。	地域つながり課
23	男性への家事、育児、介護への参加促進【重点】	男性が家事、育児、介護等の能力を身につけるための講座や講習会を実施します。また、学習ニーズの把握や参加者増加に向けた工夫を行います。	長寿課 健康課 子育て支援課 地域つながり課

(2) 企業における環境整備

市内の企業に対して、男女共同参画に関する法律や制度等に関する啓発や情報提供を行い、働きやすい職場環境の整備を推進します。

No.	具体的施策	施策の内容	担当課
24	職場における男女共同参画の啓発・情報提供	企業に対して講座やセミナーを開催し、各種関連法や制度等に関する周知・啓発を行います。また、ファミリー・フレンドリー企業等への登録・認定を促進します。	商工振興課 地域つながり課
25	ハラスメントの防止	パンフレット等により、企業に対してハラスメント防止に関する周知・啓発を行います。	商工振興課

(3) 女性の就業機会の拡大

女性の就業促進に向け、関係機関と連携しながら就業能力向上のための支援や就労支援等の取組みを推進します。また、多様なライフスタイルに対応した働き方の普及を図ります。

No.	具体的施策	施策の内容	担当課
26	女性の能力開発、女性起業家支援事業の充実	市役所男女共同参画コーナー等における情報発信やセミナー等を開催し、就労意欲のある女性の能力開発や起業支援を推進します。	商工振興課 地域つながり課
27	就業・再就職支援の充実	ハローワーク等の関係機関と連携し、相談支援や情報提供など女性の就業・再就職支援を行います。また、女性の多様な働き方を推進します。	商工振興課 地域つながり課
28	農業における女性の労働環境整備	家族経営協定の締結を促進し、農業において女性が働きやすい環境づくりを促進します。	農水振興課

(4) 仕事と家庭生活の両立に向けた支援

性別にかかわらず仕事と家庭生活の円滑で継続的な両立を可能とするため、環境整備や各種サービスの充実を図ります。

No.	具体的施策	施策の内容	担当課
29	多様なニーズに対応する保育サービスの充実	保護者の多様なニーズを把握するとともに、3才未満児保育、長時間保育、病児・病後児保育等の充実を図ります。また、子育て相談や一時預かりの場を増やし、地域の子育て支援の充実を図ります。	家庭児童支援課 保育課
30	児童クラブの充実	児童クラブの拡充と施設の整備、支援員の研修を行います。	子育て支援課
31	介護サービスの充実	サービスの量・質の充実を図るとともに、適切なサービスの利用を支援します。	長寿課

数値目標

指標	現状値	目標値	
		2028 年度	2033 年度
25～44 歳の女性の労働力率 [地域つながり課]	73.8% (2020)	82.0%	85.0%
家事・育児・介護に関わらない男性の割合 [地域つながり課]	20.6% (2022)	15.0%	10.0%
家族経営協定締結数 [農水振興課]	79 世帯 (2022)	90 世帯	100 世帯
家庭生活において男女が平等と感じる人の割合 [地域つながり課]	33.3% (2022)	40.0%	50.0%

基本目標 5

防災・災害対策における男女共同参画をすすめます

現状と課題

- 女性の視点を加えることが重視されている分野の一つに防災や災害対策があり、2020 年（令和 2 年）5 月には、内閣府において「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」が策定されました。
- 市民意識調査では、地域の防災活動に女性が『参画している』『参画していない』の割合がともに 3 割半ばと二分しており、5 年前と比較して大きな変化はみられません。
- 自主防災会への調査では、地域の防災組織における女性役員の割合は 1 割未満となっています。団体調査においても、防災活動への女性の参画が少ないことが課題としてあげられるとともに、災害時の避難所運営等の役割にも女性が必要であることや、日ごろの話し合いの場にも女性が参画することが重要であることが意見としてあげられました。
- 意思決定の場や災害対応の現場への女性の参画、災害から受ける影響やニーズの性別による違いに配慮した取組みを検討していく必要があります。

施策の方向性

（１）防災分野の方針決定過程における女性参画の推進

男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興体制を確立するため、自主防災組織や防災会議等における女性の参画促進や人材育成を推進します。

No.	具体的施策	施策の内容	担当課
32	防災・復興対策における女性の参画推進	自主防災会に対し、女性役員の登用を働きかけます。また、研修会等を開催し、女性防災リーダーの育成を図ります。	危機管理課
33	女性の視点に立った防災対策の推進	防災会議における女性委員の登用を推進し、地域防災計画や各種防災マニュアル等へ女性の視点が反映されるよう取り組みます。	危機管理課

（２）防災・災害・復興時における男女共同参画の推進

地域の災害対応力を向上するため、男女共同参画の視点や女性をはじめとする様々な避難者を想定した視点の重要性について周知・啓発を図ります。

No.	具体的施策	施策の内容	担当課
34	男女共同参画の視点に立った防災対策に関する啓発【重点】	講座やセミナー等を開催し、男女共同参画の視点による防災・災害対策の必要性などについて広報・啓発を行います。	危機管理課 地域つながり課
35	多様な視点を取り入れた避難所の運営	避難所の運営に関して、男女双方の視点に加え、乳幼児や高齢者、障害のある人など多様な避難者を想定した研修や訓練を行うとともに、避難所運営マニュアルの見直しを行います。	危機管理課

数値目標

指標	現状値	目標値	
		2028 年度	2033 年度
防災講座での女性の参加者割合〔危機管理課〕	29.0% (2023)	35.0%	40.0%
自主防災組織における女性割合〔危機管理課〕	9.9% (2023)	15.0%	20.0%
防災会議における女性委員の割合〔危機管理課〕	8.0% (2023)	9.0%	10.0%

基本目標 6

誰もが安心・安全に暮らせるまちをつくります

現状と課題

- 心身の健康のために主体的に正しい知識や情報を入手することは、生涯を通じた健康の保持・増進に欠かせないものです。特に女性は妊娠や出産等、心身の状態が年代に応じて大きく変化し、男性とは異なる健康上の問題に直面します。「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）の視点を持ち、性や妊娠に関し自ら意思決定できること、健康状態に応じて的確に自己管理ができることが重要です。
- 配偶者・パートナーや恋人からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害ですが、家庭内の問題や男女間の個人的な問題と考えられ、被害が潜在化しやすくなっています。DVは身体的な暴力だけでなく、精神的暴力、社会的暴力、経済的暴力、性的暴力など様々な種類があり、何がDVにあたるのかを正しく認識することが大切です。また、DVは複合的な問題を抱えていることも多いため、関係機関との連携や、相談員の資質の向上なども求められます。
- 2019年（令和元年）に改正された「DV防止法」では、DV被害者の相談支援を行う機関と相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が明確化されており、今後、DV被害者支援と児童虐待対応との連携を強化していく必要があります。
- 市民意識調査では、DVに関して相談できる窓口の認知度は5割未満にとどまっています。また、暴力を受けた際の対応について、「誰にも相談しなかった」の割合が男女ともに最も高くなっており、被害が潜在化している可能性が考えられます。
- ひとり親、高齢者、障害のある人、外国人であること等を理由とした社会的困難を抱えている人々が、周囲の無理解や性別による偏見等を背景にさらに複合的な困難を抱える場合があります。このような様々な困難を抱えている人々が、自分らしく安心して暮らすことができるような環境整備や支援が重要です。

施策の方向性

（１）生涯を通じた健康づくりへの支援

身体的性差によって生じる様々な心身の問題に対し、ライフステージに応じた情報提供や啓発、相談等の各種施策を推進します。また、性に関わる問題に対して、興味本位や偏見によらない理解を深めるための教育を推進します。

No.	具体的施策	施策の内容	担当課
36	セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）についての啓発	妊娠や出産などを含めた女性の生涯を通じた健康づくりに関することや、母性の保護を受ける権利があることを周知します。また、性差に関係なく生涯を通じた健康保持・増進に関する周知・啓発を行います。	健康課
37	いのちや性に関する教育の推進	「いのちの教育指導計画」に基づき、幼稚園・保育園・認定こども園や学校において発達段階に応じた適切な「いのちの教育」の指導を実施します。	保育課 学校教育課

(2) 配偶者等に対する暴力の根絶と被害者を守るしくみづくり(西尾市 DV 対策基本計画)

DVやあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成のため、正しい知識の普及や啓発を推進します。また、被害者の早期発見・早期対応のための相談しやすい環境づくりや、関係者と連携した適切な対応・支援を推進します。

No.	具体的施策	施策の内容	担当課
38	DV等防止のための啓発と情報提供の充実【重点】	多様な媒体や機会を活用してDV等防止に関する周知・啓発を行い、正しい知識を普及します。	家庭児童支援課 地域つながり課
39	相談体制の強化	関係機関と連携した相談体制の整備や相談しやすい環境づくりを推進します。また、DV 窓口担当者連絡協議会の実施、相談員や関係職員へ「DV 相談マニュアル」の周知や県等が実施する研修への参加を促し、資質向上を図ります。	家庭児童支援課
40	被害者の保護及び自立支援体制の充実	関係機関と連携・協力し適切な対応・支援を行います。また、必要に応じて一時保護の実施や、県等の専門機関と連携し、就労支援、住宅の確保等、自立支援を行います。	福祉課 長寿課 家庭児童支援課

(3) 様々な困難を抱える人への支援

様々な困難を抱える市民に対して、男女共同参画の視点を踏まえて適切に支援できる体制整備を図ります。

No.	具体的施策	施策の内容	担当課
41	ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭に対して、経済的支援及び家事・育児支援、就労支援等を行い、自立を支援します。	子育て支援課 家庭児童支援課
42	高齢者、障害のある人、外国人等への様々な支援の充実	男女共同参画の視点による様々なサービスの充実と質の向上を図るとともに、自立に向けた支援を行います。また、在住外国人に対しては多言語による情報提供や相談支援を行います。	福祉課 長寿課 地域つながり課

数値目標

指標	現状値	目標値	
		2028 年度	2033 年度
乳がん検診受診率 [健康課]	8.1% (2022)	9.1%	10.1%
子宮がん検診受診率 [健康課]	8.5% (2022)	9.5%	10.5%
大腸がん検診受診率 [健康課]	7.7% (2022)	8.7%	9.7%
DV防止に関する啓発回数 [家庭児童支援課]	1 回 (2022)	2 回	4 回
DV相談窓口の認知度 [家庭児童支援課]	46.5% (2022)	50%	55%
母子・父子自立支援員の設置 [家庭児童支援課]	1 人 (2023)	1 人 (維持)	1 人 (維持)

第 5 章 推進体制

1 市役所における施策の推進体制の整備

(1) 「西尾市役所男女共同参画推進委員会」及び 「ワーキングチームスタッフ会議」における関係各課の連携強化

男女共同参画に関する施策は取り組む施策が多岐にわたるため、関係各課の課長等により構成された「西尾市役所男女共同参画推進委員会」及び関係各課の主査職以上により構成された「西尾市役所男女共同参画推進委員会ワーキングチームスタッフ会議」を開催し、連携を密にするとともに、男女共同参画に関する共通認識を持ってあらゆる事業を推進します。

また、男女共同参画に関連する分野の個別計画と整合性を図りながら、総合的に取組みをすすめます。

(2) 市職員への意識啓発

男女共同参画の推進に向けては、事業の推進主体である行政側から意識を高めることが大切です。

施策の立案や決定、事業の推進において、男女双方の視点を反映できるよう、すべての市職員が男女共同参画の意識を持つための研修等の意識啓発を充実します。

(3) 施策・事業の点検・評価

毎年度、関係各課において「具体的施策」に掲げた施策・事業の取組み内容や実績、課題、今後の方向性等を確認し、進捗状況を把握します。その結果を踏まえ、必要に応じて施策や事業を見直します。また、進捗管理の中では、男女共同参画の視点を持って事業に取り組んだかどうかの「目的意識」の確認をあわせて実施します。

(4) 数値目標の進捗管理

本プランに掲げている「数値目標」について、中間年度である令和 10 年度（2028 年度）及び最終年度である令和 15 年度（2033 年度）に、統計データや事業実績等を用いて達成状況を確認します。市民意識調査結果が数値目標となっている指標については、令和 10 年度（2028 年度）にアンケート調査を実施し、市民等の男女共同参画の状況や意識の変化を把握します。また、社会情勢の変化等を踏まえ、施策や目標について、必要に応じてより適切なものへと見直しを行います。

2 市民と行政との連携体制の整備

(1) 「にしお男女共同参画市民会議」の開催

本プランの着実な推進にあたっては、市民との男女共同参画の共通認識を持つことが大切です。公募委員や有識者で構成する「にしお男女共同参画市民会議」を定期的に関催し、市民の意見を男女共同参画施策に反映させます。

(2) 「にしお男女共同参画市民会議」によるプランの進捗状況評価

毎年度、行政が行った施策・事業の点検・評価について、「にしお男女共同参画市民会議」において全体的な評価を行います。その結果を受けて、施策や事業の改善につなげます。

(3) ネットワークづくりについて

本プランを全市的な取組みとして推進していくためには、行政だけでなく、企業・団体等との連携が不可欠です。企業や男女共同参画に関する活動を行う団体、地域組織、NPO、市民等と行政とのパートナーシップを構築し、活動の拡充を図ります。

特に、男女共同参画社会の実現を目指すことに賛同する市内の団体やグループ、個人を会員とする「ばらネット」との連携を強化し、ネットワークがより一層広がるよう活動の活性化を目指します。また、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍の推進においては、企業による取組みが重要となるため、企業への積極的な情報提供等を行います。

(4) 市民への周知について

本プランを実効性のあるものとするには、市民一人ひとりが男女共同参画の意識を持つことが大切です。本プランや本プランの概要版を市役所等に設置するとともに、ホームページ上に公開し、周知します。また、男女共同参画に関する情報提供や講座、イベント等の実施により、広く市民に男女共同参画の意識啓発を行います。

資料編